

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.184

2021/4/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

*隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

美術学校在学中は歌舞伎に熱中し舞台絵を手伝っていた。将来は絵のほか古典芸能の評論をやりたいと国学院に編入学する。妻とは国学院高等師範科在学中に学生結婚し、2児をもうけるが、妻も正の戦死の翌年、悲嘆にくれ病死する。また妹をとっても大事にし、帰省するとそばから離さず、東京のことや妻のことを話していたという。

（『新版 戦没画学生人名録』戦没画学生慰霊美術館「無言館」編）



「花Ⅰ（習作）」 庄司 正
（無言館所蔵）

市民の意見 184号 目次

巻頭詩 影——遠い記憶

米田かずみ 2

特集 軍政権に抗する民衆たち

クーデター後のミャンマー

根本 敬 4

民主化・王政改革を求める

タイの若者たち

岡本和之 6

● A L S に向き合う朗読劇

永田浩三 10

● 彼女を殺したのは誰か

木村正人 12

● 運動の現場から

「オリパラ教育」と子どもたち

ますだらな 14

憲法フェスティバル

遠藤健一 16

歴史の教訓を平和への力に

福島宏希 18

10年目の3・11 郡山紀行

酒井長生 20

■ 文化

連載 エッセイ⑧ オンライン授業と言語

鈴木一誌 22

連載 コロナとペスト《Ⅱ》

松村高夫 23

連載（象徴天皇教の祝祭ナシヨナリズム）批判

天野恵一 27

——新天皇「即位」（代替り）問答⑩

古沢宣慶 30

● 非暴力と反軍の九条（26）

古川 純 35

● 本の紹介 森口豁『島のことだま』

有馬保彦 36

● まんが 不思議の国のあかり⑨ まつだたえこ

吉田和雄 39

事務局だより

編集後記・会計報告 40

読者のおたより 38

題字 安西賢誠

印刷・レイアウト (有)山猫印刷所

影

—— 遠い記憶

米田かずみ

友だちがお父さんの話をしている

友だちの輪に入れない私は

輪のまわりを

ぐるぐる回っているうちに

足元に

影が落ちた

校庭に

風がやってきて

落ち葉と遊んでいる

▶ 詩の作者 ◀

米田主美（よねだ・かずみ）

1945年8月14日、埼玉県熊谷市に生まれる。県立熊谷女子高、埼玉大学卒。
詩誌「漪」同人。埼玉文芸家集団、埼玉詩人会、日本詩人クラブに所属。
第11回太田玉茗賞、第50回埼玉文学賞準賞など受賞。

落ち葉は

伸びたり縮んだりして

まわりながら影をすくい取っては

彼方へ持っていく

いつしか

私も落ち葉になっていた

戦場に

父の影を追いかける

落ち葉に

米田かずみ詩集『私が生まれた日』(epoch叢書5、東方社、2020年)

▼表紙絵の作者▲



庄司 正
(しょうじ・ただし)

1916(大正5)年3月15日、山形県山形市小姓町に生まれる。山形中学校卒業。38(昭和13)年、帝国美術学校(現・武蔵野美術大学)日本画科卒業。41(昭和16)年12月、国学院高等師範科を繰り上げ卒業。学生結婚をし、二男が生まれる。山形県立第二高等女学校(現・山形北高校)に美術・歴史の教員として勤務。42(昭和17)年、応召。44(昭和19)年南西太平洋ソロモン諸島のブーゲンビル島において戦死。享年28。戦死公報がとどいた翌年、妻・雅子も病死。

特集 軍市政権に抗する民衆たち

クーデター後のミャンマー

―不服従運動の広がりに―

根本 敬

今年2月1日にミャンマー（ビルマ）で起きたクーデターは、国際社会の想定を超える規模で市民的不服従運動（Civil Disobedience Movement: CDM）を生じさせ、それに伴う混乱は長期化している。3月14日現在、武装警察と国軍による発砲や暴力行為のために80人以上が命を奪われ、数千人が負傷し、逮捕者も2500人以上となっている。拷問や拷問死も報道されている。

1 国軍の暴走

昨年11月8日に行なわれた総選挙では、アウンサンスーチー国家顧問率いる国民民主連盟（NLD）が民選議席の83%を獲得して、2015年総選挙時に次ぐ2度目の圧勝をおさめた。一方、憲法の特権のもとで国防のみならず警察と国境警備にまで単独支配権を有する国軍は、彼らの政党である連邦団結発展党（USDP）が続けて大敗した結果に不満を強め、有権者リストに多大な不正があったと主張しはじめる。選挙管理委員会によってそれが退けられたあ

とも、議会の開催延期と総選挙のやり直しを執拗に主張、与党NLDとの直接交渉も行なつた。それもうまくいかなかったため「非常事態」を宣言しクーデターに走つたのである。2月1日未明にアウンサンスーチー国家顧問とウィンミン大統領は捕らえられ、多くの与党関係者も拘束された。

しかし、国軍の暴走の真の原因は、アウンサンスーチーが国家顧問という地位に就いて5年間政権を担当したことへの強い反発にあった。現行憲法には外国籍の家族を持つ人物が正副大統領に就任できない資格条項があり、これは軍政期（1988～2011年）に国軍が憲法を作つた際、アウンサンスーチーが将来、大統領に就任できないようにするためを含めた規定だった。彼女の配偶者（故人）は英国人で、2人の息子も英国籍である。NLDは前回2015年11月の総選挙で圧勝すると、国軍と交渉してこの条項を一時停止してアウンサンスーチーを大統領に就任させようとしたが、国軍は応じなかった。そこでNLD

Dは上下両院の過半数の賛成で政府内に新しい役職をつくることのできる憲法の規定を活用し、政権交代直後に「大統領の上に立つ」国家顧問の設置を議会で可決し、彼女をそれに就かせた。

盤石の憲法をつくつたはずの軍にとつて、これは想定外のできごとだった。国軍は国家顧問を無視するようになり、NLD側も特段に国軍懐柔策をとらなかつた。両者は冷戦状態に至る。議会では与党NLD主導で国軍の政治的権限を弱める憲法改正が試みられた（憲法上の権限を行使した国軍側の反対で否決）。ロヒンギャ難民問題では、欧米諸国が主張した「民族浄化」疑惑について国家顧問は全面否定したが、ロヒンギャに対する国軍部隊の「行き過ぎ」行為があつたことは認めた。これも国軍の怒りを強めた。国軍は今後5年間、再びアウンサンスーチー国家顧問のもとで「耐え忍ぶ」ことはできないと考え、総選挙の「不正」を「非常事態」の理由として用い、政権転覆へと走つたのである。

よつてクーデター後の国軍のシナリオは、あらゆる方法を用いてアウンサンスーチーとNLDを政界から除外し、1～2年後に総選挙をやり直すことにある。国家顧問職は廃止し、国軍の権限が盤石に保証された現行憲法を堅持し、その上に「軍の言

うことを聞く政権」を実現させることが国軍の目的だといえる。

2 市民的不服従運動（CDM）

アウンサンスーチーは1988年8月に民主化運動でデビューした当時から、常に民主主義を勝ち取るためには「不当な権力と不当な命令に対し、国民は義務として不服従の態度を貫くべき」と人々に訴えてきた。今回、これに呼応するかのように、クーデター数日後から看護師や医師による不服従がはじまり、あつという間に市民的不服従運動（CDM）という名称で全国に広がることになった。

ここ10年間で携帯電話が驚異的に普及したミャンマーでは、SNSを活用した集会やデモが各地で連日起きるようになった。この運動に指導者はいない。アウンサンスーチーは国軍によって国民との連絡を遮断されている。人々はゆるい連帯を築きながら自主的にCDMへ参加している。その広がりには中小の地方都市や農村部にまで及んでいる。全国で数百万人が参加するゼネストも2回起きている。この動きと並行して、与党NLDは当選議員100名弱をもってミャンマー連邦議会代表委員会（CRPH）を臨時政府として立ち上げ（9名の閣僚と副大統領代行を指名）、CDMの広がり

を味方につけながら、クーデター政権へ対抗姿勢を見せている。

CDMのなかで特に目立つのは公務員の参加である。様々な省庁の職員が職場放棄し、そのなかには外交官も含まれる。なかでもミャンマーの国連大使と駐英大使がクーデターを批判し、臨時政府（CRPH）に従うと宣言したことは国際社会の注目を浴びた。民間人のCDM参加も多い。職場への出勤拒否にはじまり、商店で国軍系企業の商品の撤去や消費者による不買運動も広がっている。また車を意図的に「故障」させ、道路に無秩序に放置して交通渋滞を起こすなどのサボタージュもおこなわれている。

3 女性の「反乱」、数多い若者の参加

興味を引くのはミャンマーの風習を活用した女性の「反乱」である。この国では男女が日常的に着用するロンジーという巻きスカート風の民族衣装があり、洗濯の際、女性のロンジーを男性のロンジーの上に干すと、男性にだけ存在すると信じられている「威力」（ポウン）がなくなってしまうという「理解」が存在する。迷信と言ってしまうまでもそれまでだが、日本でも嫌な人間と会った後に「塩をまく」人がいるように、その国の中でだけ通用する文化的了解事項の一つだといえる。これを活用して、男性

だけで構成される武装警察が通りにやってくる、大量の女性用ロンジーを住宅街に干すのである。効果のほどは何ともいえないが、「信心深い」警官であれば、自分の「威力」消滅を恐れてそこには近づかないかもしれない。たとえそこまでの効果はなくても、いかに自分たちが女性陣に嫌われているか思い知らされることになるう。

CDMでは若い世代の男女の参加も目立つ。ここ10年間、問題を孕みながらもミャンマーで経済改革と民主化が進んできた中で成長してきた彼らにとって、2011年まで半世紀近く続いた軍政期の暗黒時代に戻ることはあり得ないことである。両親や祖父母らの世代と異なり、軍政期の暴力を直接経験していないだけに「怖いもの知らず」の面もある。まだ20歳にも満たない青年たちが「命をかける」と口にすることも少なくない。実際に武装警察によって射殺されるのはほとんどが若者である。

国軍側はこうした不服従運動に対し、武装警察による徹底的な抑圧を続けている。現状はCDMに連なる国民と国軍との間の持久戦と化しており、今後、物理的力量において圧倒的に有利な国軍が国民を封じ込めてしまうのか、それとも多様な手段で不服従を展開する国民が耐え抜き、最終的に国軍が折れるのか、情勢は不透明である。

一方、国際社会の対応は概して弱腰である。「いつたい国民が何人死んだら本当に動き出してくれるのか」と嘆くミャンマー人は多い。G7(先進主要国)の中で唯一ミャンマー国軍との「太い」パイプを持つと自負する日本も、実際には何の仲介もできていない。このままでは2011年の民政移

民主化・王制改革を求めるタイの若者たち その原動力と向かう先

岡本 和之

若者らによる王政改革10カ条要求

昨年来タイの若者たちの運動が世界から注目されたのは、軍政に対する民主化要求だけでなく王制改革を同時に求めているからだ。一般的に市井の王室に対する敬慕の情が厚く、現実的に刑法112条(不敬罪条項、1罪状につき最高15年の懲役)をもつタイでは、王室批判・王室改革要求は限りなく「タブー」に近いものだった。その一線を、多くの若者たちが一斉に声をあげ、一斉に越えたのである。

まず、彼らの王制改革要求がどんなものなのかを見てみたい。昨年タンマサート大学の集会で発表された「10カ条要求」が最

管以来、着実に蓄積されてきたミャンマーの経済的・民主的成果がすべて無に帰すことになりかねない。国際社会は自国の立場や利権を乗り越え、団結してこのクーデターを拒絶し、民意に基づく政権に戻す方向で動くべき時期にきている。
(ねもと・けい／上智大学総合グローバル学部教授)

も知られているので、それを基にした。要求の実現可能性については、タイの法律系NGOである「iLaw」(アイロー)の分析などを参考にした。

1 国王は何人からも訴追されないとした
現憲法第6条を廃止せよ

刑法112条(不敬罪条項)は国王だけでなく王族・王位後継予定者・摂政への侮辱・批判も対象となるが、憲法ではそれを上回る「不可侵性」を国王に保証している。憲法改正で廃止することは可能だが、国民投票が必要。

2 刑法第112条(不敬罪条項)を廃止
せよ

市民に国王・王室に対する意見表明の機



民主化要求運動を脅迫した警察署に「王制改革」と「# Save ミャンマー」のバナーを同時に掲げて抗議するタイの若者たち(プラチャータイ紙 Facebook ページより)

会を与え、またそれによって囚われた市民を放免せよ、という要求。現刑法見直しと新法令制定で可能。

3 仏暦2561年王室財産管理法を廃止
せよ

王室財産管理局資産の国王私財化を許した同法(現国王即位後に発布)を廃止して以前の政府管理に戻し、国王の私財は分別し

て透明性を確保せよ、という要求。現法廃止と新法令制定で可能。

4 経済状況を考慮して王室のための国家予算を削減せよ

経済スランプやコロナ禍で苦しむ市民を圧迫しないように、王室関連諸予算のコンパクト化要求。仏暦2563年度予算法改正と新法令制定で可能。

5 王室の不要機関を廃止せよ

国軍近衛部隊は他の任務にあたらせ、枢密院は解散せよ、という要求。現憲法第2段（王制に関わる第6〜24条）の改正および関連法令の改正で可能。

6 王室の寄付授受や行幸時に市民から直接寄付を受けることを廃止せよ

慈善事業（国王他が市民から直接現金で寄付を受け取ることがセレモニー化していることなど）も含め王室のすべての会計を監査可能なものにせよ、という要求。社会的・文化的慣行のため関連法がなく、ハードルが高い。

7 王室が公の場で政治的発言を行う特権を廃止せよ

王室は直接政治に関与できないことになっているが、実際は誕生日訓話などで政治的発言を行なうことがあり、それを禁止せよという要求。社会的・文化的慣行のため関連法がなく、ハードルが高い。

8 一方的に王室を崇める広報活動を廃止

せよ

実態以上に王室を美化する広報・教育を廃止せよ、という要求。社会的・文化的慣行のため関連法がなく、ハードルが高い。

9 王室批判を行なうて殺害された市民の事件について真相究明を行なえ

隣国カンボジアに逃亡していた王室批判の政治犯が拉致されたりする事件が続いており、それらの真相究明を要求。現行法で可能だが、確実に行使させることが必要。

10 国王がクーデター主体を承認する行為を廃止せよ

クーデター主体（ほぼ100パーセント国軍）を国王が暫定統治者として認めることで軍政が誕生することを廃せ、という要求。超法規的状況下の社会的・文化的慣行のため関連法がなく、ハードルが高い。

民主化要求と王制改革要求はパラレル

王制改革への踏み込みが注目されるタイの若者たちの運動だが、軍政に対する民主化要求とそれは不可分なものである。民主化要求の項目は多くあるが、整理すると以下の3点が柱となる。

1 プラユット軍事政権退陣

2 軍事政権延命を可能にしている

2017年憲法の改正

3 政府による民主化要求運動への脅迫停止

現在のプラユット軍事政権の起源は、2014年5月の国家平和秩序維持評議会（NCPO）クーデターである。いわゆる赤色シャツ派（親タックシン元首相勢力）と黄色シャツ派（反タックシン勢力）とが武装対峙を含む衝突を繰り返していたとき、「仲裁役」として登場した。タイ人同士の流血をもう見たくない、そのためなら短期の国軍政治介入は認めよう、という当時の市井の雰囲気やうまく使ったということができ。しかし、同年8月にNCPOのプラユット大将（当時陸軍司令官）が国王から首相に任命され、現在に至るまでその地位にある。なぜ、「仲裁役」だったはずの軍事政権が8年以上も居座り続けることができるのか。その背景にあるのが、「タイにはタイの民主主義がある」という考えである。欧米の民主主義とは違い「タイの民主主義」にはすべてをわきまえた「良人」にまかせられる部分が不可欠だ、さもないと悪意によって平穏・融和を良しとするタイ（人）社会は騙され間違った方向に導かれてしまう可能性がある、というものだ。

具体的には、上院・下院議員すべてを選挙によって選ぶことを初めて定めた1997年憲法（1992年『5月の惨劇』事

件の後に編まれ、『民衆版憲法』の異名を持つ「良人」が関わる部分を否定してしまつた欠陥品である、といった論法として現れる。そして、その「良人」を自負してはばからないタイ最大の集団こそ国軍に他ならない。

しかし、その「良人」が君臨統治するためには、クーデターで憲法が紙くずになつた超法規的時期にそれを政治的後継者として認める仕組みが必要になる。それがこれまで何度も繰り返されてきたタイのクーデター清算政治の中で当たり前のように行なわれてきた、国王による「お墨付き」だ。それがなければ「良人」も暫定憲法作りなどをスタートできない。その意味で、前章にあげた若者らによる王政改革10カ条要求では、「10国王がクーデター主体を承認する行為を廃止せよ」が大きく注目される。

若者たちが王制改革を求めるのは、「現国王がタイを離れドイツで豪華な生活を送っていることへの反発」といった見方も報道されているが、彼らの要求は民主化要求とパラレルの、もつとガチなものだ。それまでもSNS上などで行なわれていた王室に対するからかいや揶揄とは一線を画すものであることを明らかにすることで、王室改革要求を「タブー」の域から解放したということが出来る。そうでなければ、あそこまで多くの若者たちがこぞって路上に

出ることにはなかつただろう。

また、民主化要求の「3政府による民主化要求運動への脅迫停止」はこれまでの民衆運動では前面に掲げられることはなかつた。しかし、今回の運動では大きく打ち出され、それが中学生・高校生たちに響いた。彼らは「脅迫」には政治的暗殺・拉致だけでなく教育現場で教師らから受ける体罰・嫌がらせも含まれるのではないかと捉えて今回の運動に参加、動員のかなりの部分を占める存在となっている。ちなみに中学生・高校生のグループは「悪い生徒」を名乗り、それは彼らを叱責する教師たちの言葉をそっくり逆手に取つたものだ。

若者たちを失望させた初めての選挙権行使

2011年7月総選挙から実に8年近く、NCPOクーデターからでも5年近くたつてようやく実施された2019年3月の下院選挙(500議席)は、今回路上に出た若者たちの多くにとって初めて選挙権を行使する機会だった。黄色シャツ派でも赤色シャツ派でもなく、SNSを通じて反軍政を打ち出して登場した新未来党は彼らの支持を集め51議席を獲得。タックシン派プアタイ党129議席と合わせ210席となり、NCPOのべつたり政党であるパラン

ブラチャーラット党の116議席を上回つた。

ところが、現行2017年憲法では発布後5年まで首相指名は上院(250議席)と合同で行なうと規定されており、難なくプラユットが首相を続投。上院議員はNCPOの「助言」による実質任命制であり、同選挙によつて軍政を覆すためには下院の4分3以上の議席獲得を必要としたからだ。

期待を胸に初めての選挙に臨んだ若者たちが、その結果をもたらし、「タイの民主主義」の具現といえる2017年憲法に大きな失望を感じたことは間違いない。また、新未来党は2020年2月に憲法裁判所から資金確保に不正があったとして解党を命じられ、幹部16名が10年間の被選挙権停止処分を受けている。赤色シャツ派・黄色シャツ派對立時代の常套手段、政敵をダブルスタンダードな司法判断で葬り去るという方法が懲りずに使われたのだ。今回のタイの若者たちの動きの萌芽はそこにあったといえる。

「人民団」や「解放された青年」を名乗る若者たち

タイで革命である一般的な市井で認識されているのは、1932年6月の立憲革命と1973年10月の学生革命の2つだ

け。他は革命を名乗って行なわれていても、すべてクーデターと捉えられている。現在の若者たちの民主化・王制改革要求運動の主流は立憲革命を実行した人民団（「人民党」と訳されることが多いが「人民団」の方がタイ語の語感に近い）を意識した「人民団2020」を名乗っており、前者への関心・傾倒がうかがわれる。

また、「解放された青年」や「開放されたフェミニスト」などのグループ名の「開放」には「人間として私権を行使できるようになった」という意味合いが強く感じられ、それも立憲革命を意識しているように思える。別のいい方をする、上がせいぜい30代までで、中学生・高校生も数多く参加している若者の運動にしてはやたら古臭い名前を使っているのだ。

そこには、1973年学生革命や民主的な1997年憲法制定などで民衆側が何度か「勝利」したのに、「タイの民主主義」という呪文に惑わされ、「仲裁役」の顔をした国軍がクーデターを通じてまふんと「失地回復」することを許してきた過去の民衆運動への批判があるのではないだろうか。そのため、絶対王制を廃して憲法制定をもたらした立憲革命を自分たちの運動のガチな原点として据えている、と見ることができる。

同時に彼らはデジタル・ネイティブ世代、SNSを駆使するという点では現代の若者そのものである。SNSでフラッシュモブ的な集会案内を行ない、その特性を生かしてゲリラ的に場所を変更する。2018年にタイのラップ・グループが「俺様の国にあるものは」という軍政批判ラップをSNSを通して公開したところ、またたく間にタイ中に広まった。おそらく、若者らは路上に出る前から、SNSを通じてどこかでつながっていたのだ。香港の民主化運動やBlack Lives Matter運動もリアルタイムで共有し、彼らの運動にインスパイアされたものがあるはずだ。

一方、若者たちの民主化・王制改革要求運動のバックにかつての赤シャツ派がいるのでは、という見方をする人は少なくない。例えば、中3本の指を立てる抗議サイン（映画「ハンガー・ゲーム」が起源。現在ビルマの反クーデター民衆運動も使っている）は、最初赤シャツ派が好んでやっていたものだからだ。しかし、集会に赤シャツ派だった層が参加していることは確かだが、全体に占める割合はごくわずかだ。路上に出ている若者のかなりの部分を占める中学生・高校生たちにいたっては、「タックシン？ それって誰？」という世代なのである。

若者たちはどこへ向かうか

タイ軍政は若者たちの民主化要求に対して、部分的改憲などで時間を稼ぎ、お茶を濁そうとしている。また、王制改革要求については、若者たちが改革を超えて王制そのものを否定する共和制を目指しているなどのネガティブキャンペーンを張って牽制している。一時期減っていた不敬罪摘発も再び増え、緊急事態令に違反して集会を行ない検挙された数人の指導者に対して釈放を頑なに拒むなど、軍政の強面ぶりを隠していない。

しかし、あれだけのタイの若者が一斉に軍政に対して声をあげ、一斉に王政改革という「タブー」の一線を越えた勢いは、消そうとして消せるものではない。タイ各地で活動する若者たちは、ビルマで起きた軍事クーデターの翌日、彼らの要求とともに早速「#SAVEミャンマー」のバナーを掲げている。そのような素早い対応性を武器に、タイの若者たちはこれからもずっと運動を展開していくだろうということを確信した。

（「いまもつづく若者たちの民主化要求・このうねりはどこから生まれたのか」／月刊『まなぶ』2020年12月号所載に加筆・再構成したものです）

（おかもと・かずゆき／本誌編集委員）

ALSに向き合う朗読劇

永田 浩三

自殺幫助事件の衝撃

わたしが勤務する東京練馬区の武蔵大学では、コロナ禍にあつて、2020年度の講義やゼミは、対面を避け、ZOOMによって進めることになった。その結果ほとんどの1年生は、一度もキャンパスに入ることができずにいた。このことは、日本中で起きており、うちが特別というわけではないが、なんとかならないかと思っていた。

家の外に出る自由が奪われたかこの鳥。さぞ切ないことだろう。学生たちの鬱屈した気持ちを共有しながら学べるテーマはなにかと探していたとき、衝撃的なニュースが飛び込んできた。

京都市に住むALS（筋萎縮性側索硬化症）の当事者の女性（51歳）が、2019年11月に死亡。翌年7月、女性に薬物を投与し殺害したとして、ふたりの医師が嘱託殺人の容疑で逮捕された。女性はその8年前にALSを発症し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）上で、安楽死というか、自殺幫助を求める書き込みを行っていた。

女性と医師たちはSNSを通じて知り合い、金銭のやりとりを経て、実行に移されたのだ。事件を通じて、学生たちにどんなことに気づいてもらえばいいのか。

「安楽死」をめぐる議論と課題

武蔵大学に赴任する前、わたしは「NHKスペシャル」などのドキュメンタリーの現場にいた。テキサス州のヒューストンにある病院の倫理委員会に密着し、いつ生命維持装置を外すかの議論を記録したことがある。医師ではなく、ソーシャルワーカーが議長を務め、人生をトータルに見据えながら決断を下していた。生命維持装置につながらない処置を施した途端、自発呼吸が戻るケースもあった。人間のいのちは計り知れないものだった。

わたしが付き合う1年生は、社会やメディアを学ぶ入り口に立つ。出来事を多角的に調べ、報告し、たがいの理解を深め、社会学の基礎を学ぶというのがゼミ生12人の課題だった。

まず、事件がどう伝えられたのか、各新

聞の記事を調べることから始めた。事件発覚の際の記事には、詳細な経緯について書いたものはほとんどなかった。この種の事件では、裁判のなかで事実が浮かび上がることが多い。だから裁判前に真相に迫ることはむずかしかった。ただ、事件はこれまでの「安楽死」をめぐる議論の延長上にあることが確かだった。

ひとつの番組をみんなで見ることになった。1995年にドキュメンタリージャパンが制作し、賞を総なめにしたBSスペシャル『青春法廷』。北里大学の授業の一環として、ある安楽死をめぐる裁判をもとに、学生たちが模擬裁判をつくっていくドキュメンタリー。末期ガンに苦しむ妻の命を夫が断った事件がもたっている。北里大学の1年生は、法律や医療の現場を勉強し、弁護人・検察官・裁判官などに分かれて、夜を徹して準備し、目にいっぱい涙をためながら意見を闘わせた。そのなかで浮かび上がったのが、安楽死4要件だ。①死が避けられず死期が迫っている。②耐えがたい肉体的苦痛がある。③苦痛を取り除く方法はすべて尽くした。④患者本人が安楽死を望む意思を明らかにしている。この条件に適合すれば、安楽死は認められることを、初めて提示した元裁判官が学生たちに毅然と語り、それがこの問題を考えるよ

りどころになっていた。

では、今回はどこから考えればよいのか。まず海外や日本で展開する議論を集めた。たとえば、2016年文藝春秋読者賞を受賞した橋田壽賀子の『安楽死で死なせてください』。そこには、他人様に迷惑をかける前に、死に方ぐらい自分で選びたいという高齢女性の矜持が綴られていた。まだ20歳にもならない若者たちは、老練な脚本家に説得されそうだった。しかし、気づくのだ。橋田さんの論は、今回のケースを考える上で参考にはなる。だが、自分の命の価値を自分だけで決めてよいのか。たとえば橋田さん自身が無価値だと思ったとしても、わたしたちは、橋田さんからいっぱい話を聴きたい。だから、わたしたちのためにも橋田さんには生きていてもらいたい……。

学生たちは気づいていく。世の中のルールというものは、当事者以外のところで決められてはいないか。少数の当事者の思いを勝手に付度し、大多数の非当事者が、こうあるべきだと決める。それが社会だ。だがそれでよいのだろうか。

ALS当事者のZOOM対話

学生たちはある判断をする。ALSのことを考えるには、当事者に話を聴くところからしか始まらない。ZOOMを使って、

ALSの当事者に話を伺おう。

ALS協会の事務局長・岸川忠彦さんのおかげで、学生たちはALSの当事者のひとたち、ヘルパーさん、ご遺族に質問させていただいた。

ALSは次第に筋肉が動かなくなる難病。話すことが難しい当事者の声を一語一語拾うため、ヘルパーは文字盤を示し、「あかさたな」と声を出す。当事者の目の先が言いたい言葉だ。当事者の声を受け止めるとはその地道な繰り返しなのだった。リアルタイムで質問し、画面の向こうから返事が返る。どきどきするような時間だった。この奇跡のような時間をもとに、発表会ができないか。

貴重な学びの時間

学生たちによる朗読劇の発表を、たくさんのお客さんの前で行なうことが決まった。リーダーの衣川都さんが脚本を書いてきた。驚くべき質の高さ。ほかの11人が意見を述べ推敲した。

脚本の構造はこうだ。ラジオのニュースでALS殺人について取り上げていた。それを聴いている当事者ふたり、そしてALSの妻を介護する夫。当事者や家族が長い長い一人語りをする。内容はすべて、学生たちが読み込んだ当事者たちの体験の集大

成だった。

学生たちが見つけたことがいくつもある。当事者は例外なく生きたいと死にたいの間で揺れ動く経験をしていた。当事者の言葉によって、家族やヘルパーは成長していた。そして今回の事件に深くこころを痛めていた。乱暴な議論は間違いだった。

かった。

発表は2月11日の夜。練馬区

生涯学習センターの立派なホールだった。ALSの当事者のみなさんが、ZOOMでお客として参加してくださる。なんと贅沢にもっと深く学び考えて欲しいと、なんちゃって教員は思うのだった。

(ながた・こうぞう／武蔵大学社会学部メディア社会学科教授)



朗読劇主催は「ALSを考える」2・11の集い実行委員会・練馬文化の会

彼女を殺したのは誰か……

幡ヶ谷路上生活者虐殺に寄せて

木村 正人

2020年11月16日、渋谷区幡ヶ谷のバス停で、高齢女性が頭を殴られ死亡するという事件が起きた。被害者は大林三佐子さん(64)。夏以降この場所で、路上生活を続けていたと見られ、近所に住む40代の男性が傷害致死容疑でほどなく逮捕された。

「痛い思いをすればいなくなるとおもった」。報道によれば、被疑者男性は自らの動機をそう語ったという。行き場を失い、たどり着いた深夜のバス停のベンチで、夜が明けるまでのわずかの時間をうずくまるようにして過ごしていた女性の「痛み」が理解できないのか。「どいてほしかった」。どこへ? ここではないどこかへ、ということなのだろう。自分の視界から去りさえすれば、問題が解決したと思ひ込む。それは自分の問題ではない、と。

「お母さん、ごめんなさい」。先般、死刑判決が下された座間事件の犯人と同じく、男もまた悔悟の言葉を家族にだけ向ける。同居する係累の範囲だけが、被疑者にとって気遣いを寄せる「社会」の範囲だったのかもしれない。命を奪った相手やその遺

族に対する一言さえない。しかしより深刻なのは、そのような「社会」の狭小化と瓦解が、もはや被疑者男性に特異なことではなく、この街に生きる私たちにとつてありふれた事柄になりつつあるということではないか。

このことは、ほんの数カ月前まで派遣労働者であったという被害者の足どりが、かつての居住地の近隣や職場からすでに辿りにくくなっていたことにも見てとれる。労働力が使い捨てにされ、絶えず移動(異動)を迫られる社会では、働く者同士、住む者同士のあいだに、つながりが生まれにくくなっている。極端に言えば、人間関係をもちうることが、定住や定職という資本のうえによりやく成り立つ特権のごとくになっている。困窮し、住む場所を失った彼女が、東の間の眠りを得ていたバス停のベンチは、幅わずか20センチほどしかなかった。狭隘なベンチは、私たちの社会が、困窮者にもはや体を横たえるわずかな場所をさえ許容しなくなっていることを如実に表している。

コロナ災害下にあつてなお、為政者は自衛と自助を強弁する。自分の身は自分で守れ、それは私たちの責任ではないと言い続けた末、人々もまたせいぜい身の回り1・5メートルの「社会的距離」の範囲を守るために汲々とし、追い詰められているかのようだ。コロナ禍で「全国すべての人々」に給付されるはずの10万円の定額給付金は、路上生活者には届かず、改善のために私たちが繰り返し行なった申し入れは、残念ながら、広い賛同を集めることができなかった。むしろ「ホームレスに税金を使うのか?」といった罵詈雑言が寄せられる現状に暗澹たる思いを深めた。2007年にアメリカのピューリサーチが行なった国際調査では、日本人の38%が、「自助できない困窮者を助ける責任は政府にはない」と答え、諸外国中、突出して高い数値を示している(先進国でそれに次ぐアメリカでも28%)。税金を困窮者のために使うのは、生存権を保障する国家が果たすべき当然の使命だ。そうした再分配の前提には、誰でも加齢や傷病、失業などを通じ、弱い立場になりうるという想定がある。大林さんの被害を受け、路上生活者のグループ、女性の権利擁護団体の呼びかけで、緊急の追悼デモと抗議集会が催された。コロナ禍で多くの集会等が自粛される中、参集した多くの



人々のうちに、「彼女は私だ」とメッセージボードを掲げる人がいた。人々の危機感と怒りは、ただ殺人者に対してのみならず、公的扶助が機能しない現状にこそ向けられている。

大林さんの死に、「心がざわつく」人が多いという。それは、コロナ危機による生活困窮や孤立といった喫緊の出来事が「他人事ではない」ばかりでなく、この事件がいわば、無差別に行なわれた殺人であり、社会の弱者、困窮者に向けられたヘイトクライム（憎悪犯罪）としての性質をもつからだろう。

ヘイトクライムの発生率は、経済格差が大きい地域ほど増えるという調査結果がある。日本は米英、ギリシア、ポルトガルといった財政難の国に次いで不平等を示す数値が高く、弱者が弱者に対して暴力を向ける構図が、国内でも近年目につく。外国人に対する排外主義はもとより、優生思想に基づく障害者の虐殺、路上生活者への暴力等が頻発している。人々

の鬱屈が、罵声や暴力という形で、匿名による他者、弱い人への憎悪という形をとっている。

仕事を失い、行き場を失った人々は、昨春以降、今なお「ステイホームレス」であることを迫られている。事件に先立って、実は支援団体には、「あそこに困っている人がいます」、「自分に何かできることはありませんか」と、困窮者を気遣うメールが頻繁に届くようになっていた。しかしそうした気遣いや支援の声が届く傍ら、事件報道後、誤って被害者と同じ視された路上の高齢女性が、ネット上でからかいの対象になっていくことを知った。物乞いをして生きるほかに困窮者を辱め、笑う。逮捕された男だけではない。彼女らを今でも排除し、消費し、殺し続けている人々がいる。そこに私たちの社会の不気味な姿が見える。

居場所がもはや外にしかない人に対して、ただここから出ていけと、追出し、撲殺する。彼女を殺したのは誰なのか。災害時避難場所であるはずの都市公園は施錠封鎖され、雨をしのぐ寝場所も、野営や炊き出しできる場所さえも、もはや公園や市庁舎など公的施設には見つからなくなっている。

事件現場と同じ渋谷区の宮下公園には昨

夏、高級ブランド品を売る商業施設とホテルができた。公園そのものは建物屋上に追いやられ、夜間は封鎖される。ここだけではない。民間資本を活用し、公園の維持管理を行なうパークPFI政策によって、都心部の公園では、「避難所」に逃れてきた人の一時の居留さえ拒むのが、今や当たり前になっている。

「どこかへ行つてほしかった」。私たちの社会そのものが、今や殺人者と同じメッセージをあらゆる場所で常に発し続けている。都市の暴力、と匿名化して済ませてはならない。彼女を殺したのは、私たちだ。このような都市のあり方を容認し、礼賛さえする私たち自身が、彼女と潜在的な彼女たちを殺し続けている。

（きむら・まさと／社会学者）

のら 動か 現場 「オリパラ教育」と子どもたち

ますだらな

「オリパラ教育」とは

「オリパラ教育」という不思議な言葉が、この5年の間で、都内の学校を中心にすっかり定着している。教員の間では「6時間目はオリパラだから」「これ（授業の内容）もオリパラになるの？」という会話が日常となつて久しい。「オリパラ教育」とは「オリンピック・パラリンピック教育」の略称で、東京都では五輪開催決定翌年の2014年度に「オリパラ教育推進校」300校が教育庁によって新たに指定され、予算が配分されたことでスタートを切つた。翌15年度には倍の600校が「推進校」の指定を受け、副読本『オリパラ学習読本』が編纂され、「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」が策定された。そして16年度には『読本』が都内の全公立学校に配布され、オリパラ教育が都内全公立学校に実質上義務付けられた。

曰く「全ての子供が（略）オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わり、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶ」とあり、学校という場を通した動員であることがはっきりと示されている。実施に当たっては「年間指導計画を作成し、年間35時間程度を目安」というように具体的な数字が出されている。勤務校では「保健体育」と「総合的な探究の時間」だけで40時間に達しているにもかかわらず、国語・数学・音楽など全ての教科に2〜4時間のオリパラ教育が義務付けられている。これは「実施方針」で「オリンピック・パラリンピックは教材の宝庫であるため、特定の教科に偏ることなく全ての教育活動で展開する」とされていることによるもので、2020年度の年間指導計画の分を合計すると、コロナ禍の中にも拘わらず、年間90時間近くに上っている。

「バラ色の東京大会」を語り続ける

「実施方針」には「これまで行ってきた各学校における様々な教育実践を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関連付けを行うことを基本とする」とあり、全く新しい内容を一から立ち上げる必要はないとしている。そのかわり、今までオリパラと関係なく行なわれてきた内容を、年間指導計画作成に当たって、「実施方針」の「重点的に育成すべき5つの資質（ボランティアマインド／障害者理解／スポーツ志向／日本人としての自覚と誇り／豊かな国際感覚）」に紐づけていく作業を行なうことになるのだ。具体的にどんな授業を行なっているのかを見てみよう。

毎年恒例の地域清掃は「ボランティアマインド」、家庭科の味噌汁とおにぎり作り、音楽の和太鼓演奏は「日本人としての」と、ALT（外国語指導助手）との英語学習は「豊かな国際感覚」につながられ、あつという間に「オリパラ教育」実践に落とし込まれる。文化祭ではここ数年オリパラ関連の展示が各クラスに課せられ、模造紙に調べたことをまとめて展示している。バラ種目、外国調べ（地域のホストタウン相手国や都教委の「国割表」で割り当てられた5カ国）、日本各地の和菓子や郷土料理、「日本代表」メダリストをまとめた「金メダル新聞」など、インターネットを利用するだけでなく、絵の得意な生徒が大人顔負けのイラストを描いたりなど「力作」が並ぶ。

こう見ると、たしかに今までの学習内容と大きく変わるところはない。しかし、「5つの資質」につなげていくことで、全ての学習が東京2020大会成功の実現のために積み重ねられていくという構造になる。学校の中で、生徒がオリパラに批判的な意見に触れることはほばない。オリパラ開催が1年延期になり、終わりの見えないコロナ禍の中、今夏の開催がどのような意味を持つか、誰の目にも明らかになってきている現状でなお、多くの同僚はパラ種目や「日本代表」の活躍を生徒たちに調べさせ、発表会を催している。2021年に入って、職員室では管理職を含む同僚たちの雑談の中に、森喜朗元会長らを揶揄したり、今年の五輪開催を危ぶむ声がとみに混じり始めている。それでも生徒たちには変わることなくオリパラ教育を実施し、「バラ色の東京大会」を語り続けている。

全国に広がる「オリパラ教育実施方針」

オリパラ教育は東京の学校ばかりではない。日本全国で、濃淡の差はあれ多くの学校で実施されている。オリパラ教育推進元は、スポーツ庁（オリパラ・ムーブメント全国展開事業）、組織委員会（東京2020教育プログラム「よい、ドン！」）、教育委員会と、一本化されているわけではないようだ。組

織委員会の東京2020オリパラ教育実施校（よい、ドン！スクール）の認証は、市町村／都道府県教委を通して行なわれる仕組みで、スポーツ庁の「全国展開事業」もほぼ同じのようだ。神奈川県や千葉県などのように、東京の「オリパラ教育実施方針」に相当する指針を策定したり、独自のテキストを作っているところもある。市町村単位では、地域の全学校にオリパラ教育を実施させている例もあり、オリパラをテーマにした作品を生徒に作らせて駅や公民館等に展示したりなど、かなり力を入れているところもある。2017年暮れから翌年にかけて全国の小学校を対象に、組織委員会によって大々的に行なわれた「東京2020大会マスケット小学生投票」も記憶に新しいところだ。自分たちで選んだはずのマスケットのグッズを愛用している小学生をとんと見かけたことがないのは、果たして私だけだろうか。そういえば、勤務校には絵の好きな生徒が何人もいるが、ソメイティやミライトワの絵を見たことは一度もない。

先日卒業式が終わった。感染症の関係で、例年「祝辞」と称して2020東京オリパラ大会の宣伝を垂れ流す都教委からの来賓はなく、メッセージだけが祝電ボードに貼られていた。いわく「現在、東京2020

大会開催に向けて、日本を始め、世界中の多くの人々が感染症との闘いを続けています。」——この壮絶ともいえる勘違いぶり、一体どこから出てくるのだろうか。

廊下には、卒業する3年生全員の「将来の夢」が掲示されていた。ハワイに行きたい、家族と旅行に行きたい、ディズニーに行きたい、推し（注）に会いたい、カラオケに行きたい、電車に乗りたい……コロナ禍を反映してか、どこかに「行きたい」という文面が目立った。この学年の一部の生徒は、進路学習の時間に「働いてお金をためて、2020大会を見に行こう」という授業を受けていた。それでも、「オリパラを見に行きたい」と書いた生徒は誰一人としていなかった。

（注）「推し」：アイドル、芸能人などで自分が応援している人。（編集部）

（ますだ・らな／都立障害児学校労働者）

のら 憲法フェスティバル

運動場 運動

弁護士と市民が一緒になって憲法のすそ野を広げる運動

遠藤健一

1 憲法フェスティバルとは

憲法フェスティバルは、1987年に、憲法施行四十周年記念として、青年法律家協会を中心とした多くの法律家や多くの市民が実行委員会に参加して企画し、映画「戦争と平和」、講演「ドラマと人間」ジェームス三木、音楽・小室等・横井久美子・山岡未樹というラインナップで、日比谷公会堂で誕生しました。

このイベントの成功を受けて、翌年から毎年5月ころに「憲法への招待」を合い言葉に、憲法のすそ野を広げることを目標として、青年法律家協会の弁護士と市民が一緒になって実行委員会を作り、毎年1回開催を継続してきました。

残念ながら、昨年予定していた本番は、コロナ禍の影響のためやむなく中止となりましたが、今年は仕切り直しで、5月29日（土）に銀座ブロッサムで第34回憲法フェスティバルを開催することになりました。

憲法企画にありがちなお堅い講演ばかりでは肩が凝って仕方がありません。音楽、映画や演劇など様々な企画を工夫して、広

く人々に楽しみながら気軽に参加してもらいたい、1年に1回でも憲法に触れてもらって、憲法の中に流れている憲法的価値観とでもいうものを感じ取ってもらえるイベントにしたい、そんな気持ちで「フェスティバル」という名前に込められています。本稿では、実行委員会の運営について簡単に紹介させていただきつつ、今年のテーマに込められた思いなどもお伝えしたいと思います。

2 実行委員会の運営

実行委員会は、現在、十数名のメンバーが中心になって運営しています。そのうち、弁護士は私も含めて3人で、他のメンバーは、憲法フェスティバルの本番に参加して、実行委員会に興味があるとアンケートに回答したことをきっかけに実行委員会に誘われ、実行委員になった方たちです。みなさん、何も悪いことをしていないのに弁護士事務所からの封筒が突然届いたことにはまず驚き、次に勇気を出して恐る恐る開けてみたら憲法フェスティバルの実行委員会へのお誘いの言葉が丁寧に書かれていた

ので、つい参加すると回答してしまったそうです。私は、実行委員会に参加するようになって10年経ちますが、もっと前から参加している方もいらつしやれば、参加して数年という方もいらつしやり、多彩なバックグラウンドをお持ちです。

弁護士と市民が実行委員会で一つずつ課題について議論して決定するというのが憲法フェスティバルの実行委員会の伝統です。時間もかかりますし、時には議論が白熱することもあります。惜しみなくかけた時間と熱量こそが、憲法フェスティバルがとぎれることなく続いてきた原動力になっていると思います。弁護士だけの団体や弁護士を中心とした団体というのはありますが、憲法フェスティバルのように、市民と弁護士が本当に対等な関係で一緒になって活動している団体というのは案外珍しいのではないのでしょうか。

実行委員会が行なっていることは、①毎年5月の本番の企画・準備・普及、②毎年4回程度発行する通信の作成・発送、③毎年数回の実施を予定している「憲法よもやま講座」の企画・準備などです。この「憲法よもやま講座」というのは、実行委員以外にも参加を呼びかけて、実行委員の関心のある分野について講師を招いて学習会を開いたり、実行委員でフィールドワークに

行ったりする企画です。毎月1、2回の実行委員会ではこれらの活動を議論しながら行なっています。

ちょうど、今の時期は、3月末には本番チラシが完成し、普及活動と本番の準備が佳境を迎える時期に入っていくところです。5月の本番が終わると、本番当日の感想や回収したアンケートを基に、お礼号の通信を作成して、読者に配送します。そこで一旦その年度の活動は終了し、9月ころに、来年の本番に向けた合宿を行ない、来年のテーマや出演者について議論し、来年に向けた実行委員会の活動を再開するというのが例年の流れです。

3 「主権者になろう!」

今年の第34回憲法フェスティバルのテーマは「主権者になろう!」です。このテーマは昨年予定していたテーマと同じです。で、2019年9月に行なった合宿での議論が基になって、その後の実行委員会の議論を経て決定されました。合宿は、主に学生が利用する

に入って一日議論するなどということができていたのが、なんだか遠い昔のような気がします。

ともあれ、このときの合宿では、2019年7月21日に行なわれた参議院議員選挙の結果が主な議論のテーマになりました。私は、選挙前後の主要な新聞の選挙をめぐる記事がどのようなものであったかということ報告しました。

少し振り返ってみますと、2019年7月の参議院議員選挙は、2012年に政権復帰した安倍首相の自公政権が6年半を経過し、安倍一強政治と呼ばれた政権の継続を望むのか、それとも待ったをかけるのか

が問われた選挙でした。この間、2014年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされ、2015年9月19日の未明に強行採決によって新安保法制が成立しました。大多数の憲法学者、最高裁判所長官や内閣法制局長官の経験者らが反対の声をあげているなかで、憲法改正という正規の手続きを経ることなく、内閣により解釈改憲が行なわれたのですから、立憲主義に反しているのは明らかでした。

このように重要な意義を持っていたはずの選挙でしたが、ふたを開けてみれば投票率は48・80%にとどまり、史上2番目に低い数字となり、特に、10代の投票率は32・

28%に過ぎませんでした。

私たちは、選挙結果そのものよりもむしろ、重大な問題があったにもかかわらず低かった投票率に強い危機感を抱きました。最も基本的な国民の権利の一つである選挙権を行使しない人が過半数を占めている状況で、本当に国民主権が実現されているのか、憲法第12条にいう「国民の不断の努力」の重要性が伝わっていないのではないかと。

そこで、本当の意味で主権者になるにはどうしたらいいかを一緒に考える機会にしたいという思いから、テーマを「主権者になろう!」とすることにしました。

出演者も豪華なメンバーがそろいました。小説家のあさのあつこさん、東京新聞社会部記者の望月衣塑子さん、元文部科学事務次官の前川喜平さん、お笑い芸人のせやろがいおじさん、榎森耕助さん、といずれも各分野で民主主義を体現し発信している方々です。

本当の意味での民主主義を根付かせ、憲法のすそ野を広げることを目指して、憲法フェスティバルはぶれずに続けていきたいと思っています。コロナ禍の真ただ中ではありますが、体調に十分配慮していただき、ご参加をお待ちしております。

(えんどう・けんいち／憲法フェスティバル実行委員会事務局 弁護士)



運動の現場から

歴史の教訓を平和への力に

——若い世代と歴史を学び、平和について考える
history for peaceの活動——

福島宏希

1. 団体概要と設立の経緯

history for peaceは2017年12月に設立された任意団体です。戦争体験の継承や慰霊施設のあり方などをテーマに活動しています。10代の高校生から30代の社会人で構成されていて、メンバーは現在7名です。主に東京周辺で活動しています。

私はもともと歴史を専門とはしていませんでしたが、高校生の頃から歴史に関心があり、司馬遼太郎の本などを読み漁っていました。しかし、アジア・太平洋戦争について、大まかな歴史年表は頭に浮かぶものの、具体的にいつどこでどのようなことがあったのか、それはなぜなのか、戦争の教訓とは何なのか、ほとんど答えられない自分がいることに気付きました。

そこで、本や過去のドキュメンタリーなどで、自分なりに戦争の経緯を勉強してみました。すると、今まで知らなかったことがたくさんあり、大変なショックを受けました。何も知らなかったのは自分だけなの

だろうか。そう思い、身の周りの知人の何人かに話を聞いたところ、皆様に戦争の具体的なことはほとんど知りませんでした。日本人だけでも310万人、戦争全体では2000万人とも言われる犠牲を生んだ大戦争を仕掛けた国の国民が、70数年で何が起こったのかほとんど知らないようになっていたのでは、多くの犠牲を無駄にしていることになりはしないだろうか。そう強く感じました。

そこで、私はアジア・太平洋戦争の経緯と背景を体系的に知ることのできるウェブサイトを作ろうと考え、2016年6月に「太平洋戦争とは何だったのか」(<http://historyjapan.org>)というサイトを公開しました。

このサイトを作っていくうちに、民間人空襲被害者や、韓国籍BC級元戦犯などへの補償が行なわれておらず、今も運動が続いているということを知りました。既に歴史の教科書の中のことだと思っていたのに、今もまだ関わっている人たちがいるの

は大きな驚きでしたし、「いのち」に対するこの国の非情な姿勢を改めて思い知らされました。このような問題を広く知らせていく必要があるし、そのためにはウェブだけではなく、リアルで活動した方がより広がっていくのではないだろうか。そう考え、団体を設立することにしました。その際、若い世代が戦争のことを知って、これからの社会のあり方を考えることができるようにしたいと思ったのです。

2. 活動内容

history for peaceは、戦争体験の継承、慰霊・記憶の継承のあり方、戦後補償問題などに取り組んできましたが、毎年必ず行なう決まった活動というのではなく、その都度メンバーで企画を考えて行なっています。常に変わらない企画の型としては、イベントとブログ(インターネット)での情報発信の2種類です。以下、大まかにこれまでの活動をご紹介します。

(1) 戦争体験の継承

① 体験者から直接聴くイベント・記事

シベリア抑留、原爆、東京大空襲、沖縄戦など、様々な体験談を聴く機会を設けています。リアルイベントに加え、インタビュー記事等をブログに掲載し、様々な戦争体験をいつでも読めるようにしていま

す。

②親族等の体験談を共有するオンラインイベント

年々体験をお話していただける方は少なくなっている今、新たな継承の形が必要ではないか。そんな問題意識から、昨年秋季より、親族等から聞いたり、自分で調べた親族の戦争体験を共有するオンラインイベントを開催しています。

(2) 慰霊・記憶の継承のあり方

一晩で10万人以上が犠牲になったといわれる東京大空襲は、原爆に匹敵する被害だったにもかかわらず、関東大震災の犠牲者を慰霊するために整備された東京都立横網町公園に居候する形となり、大規模な公的資料館ありません。それらのあり方を考えるため、フィールドワークとデイバー形式のディスカッションをセットにしたイベントを2020年2月に開催しました。

(3) 戦後補償

民間人空襲被害者は、戦後全く国から補償を全く受けていません。同じ戦争に協力したにもかかわらず、累計60兆円を超える恩給・補償を受けてきた軍人・軍属とは雲泥の差です。この問題を若者に伝え、どうすべきか考えるために2018年に勉強会を2回開催しました。

3. 今後の方向性

(1) 「親族等の体験談を共有するオンラインイベント」を中心に

今後の事業の方向性としては、現在のところ「活動内容」で述べた「親族等の体験談を共有するオンラインイベント」を中心にしていきたいと考えています。昨年11月から2回開催していますが、参加者からの評価が大変高く、求められている活動であると手ごたえを感じています。

戦争体験者から体験を聞いた孫や曾孫、関係者が、どのようにその体験をさらに伝えていくのか。難しい試みではありますが、これから必ず必要になることであり、おそらく今後の体験の継承方法の主流となると思います。祖父や曾祖父などの体験を丁寧に調べたお話はとても聴きごたえがあり、今はイベントごとに話題提供者からお話し頂くのですが、今後はお話の内容をまとめ、本にしていきたいとも考えています。

(2) 活動の課題・メンバーの定着と活動資金

戦争や平和について活動する若者の団体はそれほど多くはなく、history for peaceはそのような活動に関心のある若者の受け皿になっています。しかし、毎年夏にメンバーが増え、冬に減っていくというサイク

ルを繰り返しており、どのようにメンバーを定着させ、人数を増やしていくかが課題となっています。

また、活動資金の調達も課題の一つです。これまでイベントの参加費が収入源の柱のひとつでしたが、コロナ禍によりオンライン開催が基本となりました。オンラインでも参加費を徴収することは可能ですが、お金のやり取りがかなり煩雑になり、参加者減につながる可能性を危惧しているため、まだ有料イベントに踏み出せていません。

(3) 多様な世代や分野の団体との協力・連携を

私たちはこれからの社会を平和にするために、新たな可能性を切り開く活動をしていきたいと思っています。そのためには、一団体でできることには限りがあり、様々な団体の皆様と協力をしていく必要があると考えています。若い力や発想を必要としている方がいましたら、連携していきたいと思っていますので、ぜひご連絡ください。共に平和な社会を創っていきましょう！
(ふくしま・ひろき/history for peace 代表)

history for peace

E-mail: historyforpeace@gmail.com

TEL: 080-3427-8273 (福島)

のら 10年目の3・11 郡山紀行

酒井 長生

3月11日、早く着きすぎってしまった郡山の駅前はまだガランとしている。駅前広場の一角には機動隊の装甲バスがすでに1台待機していて、これがいつもの郡山の朝の光景では、まさかあるまい。

駅正面の郡山シティホテルも扉を閉ざしていて、見るとかような貼り紙が——2月13日の地震の影響により、当面休館——。ここだけではなく、先月の地震の名残はこの日、予想外に複数箇所で見かけた。

午前10時を過ぎ、駅前広場に数張りのテナントが建ち始め、『宝くじ号』と書かれた地震体験車もやって来た。隣接する24階建てのビッグアイ(都市型複合ビルというらしい)の1階フロアでは、「郡山市の10年」というタイトルで、写真パネルや10年前の地元紙等の展示が始まった。

『震災』『除染』『復興』と銘打たれたボードをぼんやりと眺めていると、「お荷物ですが……」と声をかけられ、お湯や水で戻せる非常食とカイロのセット、お米のパックまで貰ってしまった。

10年目のこの日に地方自治体が啓蒙した

いのは「防災」と「復興」。原発事故も飽くまで自然災害の延長と片づけたい——そんな風に思ってしまうのはうがった見方だろうか。

やがて駅から出てきたカジュアルな数人が竿に巻いた日の丸をひろげ出し、目抜き通りには警官隊が隊列を組み始めた。

彼らの警戒の対象は、この10年毎年、郡山市内で開催されてきた中核派系の集会で、無論、本日自分がめざす目的地とは無関係である。

正午を過ぎ、駅近くで5時間600円也のレンタサイクルを借り、開成山方向に走り出した。

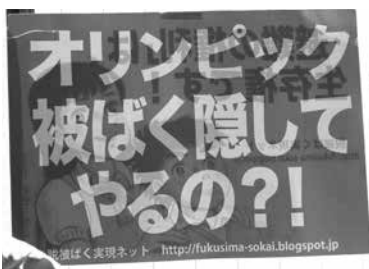
『原発いらない福島の人たち』による『現発いらない地球のつどい』は、大震災翌年の2012年から毎年、福島市内や三春市で、ほぼ年ごとに会場や規模は変えながらも、3月11日、当日に催されてきて、今年で10回目となる。

昨2020年の第9回は、コロナ禍発生のために三春市での開催が急遽中止と決ま

り、有志のみの参加で、開成山公園近くの郡山教組会館の2階で、小規模に執り行なわれた。

今年も東京などはコロナ禍緊急事態宣言下であり、当初から前年と同じ教組会館において、入場者を30人に制限、要予約制で計画された。

自分のような一般参加人員を少しでも確保するためか、『福島の人たち』の会場スタッフも最低必要数と思われる約10名、残り10名余りがZOOM参加となり、全員が各々会場及びモニター画面





で、この10年を振り返った。

このZOOM採用でむしろ実感できたのは、『福島の人たち』が決している集団ではなく、各々が各々の場所です実には多様な立ち位置にある、ということである。岡山や長野、北海道等他県への移住者ばかりか、ベトナム在住の方も。福島県内在住者もその市町村は様々で、病床からの参加の人もいた。

皆おそらくは慣れないメカに苦心しているらしく、画面のおさまり方もそれぞれで、決してスムーズではない進行は、涙ぐましくもほほえまし

いリレートークとなった。

東京で反原発の活動に参加していると、立地県や被災地との多少の意識のズレに迷うことがある。無論、現地の意識が決して一枚岩でないことも重々承知なのだが、自分の意思に自信を失くしかける瞬間が、ま

まあるのも事実だ。

そんな折、自分が勝手に指標とするのが武藤類子さんをはじめとする『福島の人たち』のスタンスである。

少なくとも彼女らは、『絆』とかの安直なスローガンを発せず、都合の悪い事実を『風評』と片付けることはない。むしろそんな輩ばかりの福島で、孤立無援の闘いを果敢に続けているともいえる。

15時の閉会後、有志約20名位でのミニデモ。鳴り物はサックスと朝鮮太鼓。とくに届け出はしていないので歩道上をねり歩く。「責任は自分が取る」とは黒田節子さんの弁。

市役所前のさくら通りに「交通規制」を知らせるプレート。——オリンピック聖火リレー 3月27日(土) 16:00~17:50頃通行止め。およそ半月後のことである。本当にやるの？ 始まるの？ まるで現実感がない。

レンタサイクルの閉所は18時。それを超すと罰金5千円を取られるので、急ぎ駅へと向かう。

途中、右翼のガイセン車とすれ違う。スピーカー曰く「我々は、中核や革マルや連合赤軍から郡山を守るために、国旗である

日の丸を堂々掲げて行動しているのに、県警は何故、邪魔立てするのか——」

駅前広場に戻ると「キャンドルナイト」の準備がすすんでいた。今夕は、郡山だけでなく、福島市や、白河、会津若松などでも同じ催しが行なわれるようだ。

市民が各々の想いをマーカーで書き込んだ白い樹脂製の筒が、広場に整然と並べられる。『絆』や『復興』や『がんばろう』と書かれたものが数百と並ぶのだが、『原発』や『放射能』の文字があるものは、探してもそう幾つもない。市民たちの心理に、潜在的に一種の自主規制が働いているのかと思えない。

その時、またも別の右翼のガイセン車が現れた。今度は松山千春の「季節の中で」を流しながらである。ミスマッチのようで、意外とミスマッチの印象がしない事実に驚く。

結局この日、キャンドルに灯がともるのを見届けないまま、郡山を後にした。

(さかい・ちようせい／自由業、写真提供も筆者)



神戸芸術工科大学という美術系の学校でデザインの授業を受けもっている。おもに二科目で、ひとつはブックデザインの実技中心で、ふたつめは「情報編集論」という、情報をどう編集したらデザインになるのかを考える座学である。2020年後期（10月～2021年1月）、講義方式の「情報編集論」は完全なりモート授業になり、1コマ＝90分の授業を15コマ、3人の教員で講義した。

大学からは、マイクロソフト社の

「Teams」という

テレビ会議などり
モートワーク用の

ソフトの使用を義

務づけられ、にわ

か勉強を始めたの

だが、マックのインタフェイスに慣れ親しんだ身には使いにくい。仕事机にノートブック型のパソコンを置き、それに向かって話すにあたり、まず照明をどのようにしたらよいのがわからない。ほかのオンラインでの授業例を見せてもらったが、窓を背にした逆光で教員の顔が黒くつぶれているものがあつた。環境＝インフラを整える時間もないまま、いきなり「リモート授業」を命じられた印象だ。去年の急速なコロナ禍の進行を考えると致し方がないとも思え

るが、教員にとつては過酷なりゆきだった。

「情報編集論」は必修科目なので、かなりの数の学生が聴講しているはずだが、オンラインではまったく学生の反応が伝わってこず、結局は、あらかじめつくっておいたタイムテーブルにしたがって機械的に授業を進めるほかなかった。学生にとつてもつらい顛末だっただろう。これでは、通信教育と変わらず、「授業料の減額を」という声があがるのもとうぜんだ。

オンライン授業と言語

連載エッセイ・第81回

鈴木一誌

2020年に惜しまれて亡くなった、戯曲家で哲学者の山崎正和さんの単行本未収録（2016年3月以降）評論を集めた『哲学漫想』（中央公論新社、2021年）がおもしろい。

「およそ人が感じるとか考えるということ、俗にいう内面活動と呼ばれるものはずべて言語の半覚醒状態のことで」あり、その半覚醒状態の言語を〈言語〉にするには、公的空間が必須だという（『哲学漫想』4 リズムの発現と言語文明）。立ち聞きや盗み聞

きされるリスクをおかしながら、対話するふたりのほかに第三者がいらないと言語にならない。山崎はそれを「鼎話^{ていわ}」の状態と名づける。「公的空間は人間相互に距離のある世界であり、構成員がその距離を埋めるべく独特の緊張を強いられる世界だといえる」（同前）。

オンライン授業に第三者はいるのか。対面の授業であれば授業内容について、「わたしには理解できなかったけれど、みんなはわかっているのかな」という第三者性

が入ってくる。オ

ンライン授業は記

録され、一定期間、

寝間着のままでも

自由にアクセスで

きる。そこに、「そ

の距離を埋めるべく独特の緊張を強いられる世界」、つまりは言語を育てる契機はあるのだろうか。言語は、それが通じるのかどうかという共同体の強制力がある。その「共同体の強制力」を「第三者としか呼びようのない人間」（同前）と山崎は記す。ブックデザインは言語を印刷物にする職業である。第三者と対峙しなければならない。

（すずき・ひとし／ブック・デザイナー、題字デザインも筆者）

コロナと。ベスト

731細菌戦部隊の黒い影

松村 高夫

《Ⅱ》 731部隊員の戦後医学界への復帰と「感染症ムラ」の結成

1945年8月の日本敗戦に伴い、陸軍中央の命令により731部隊と細菌戦の徹底した証拠隠滅が図られた。平房の口号棟は爆破され、その中庭の特設監獄に収容されていた「マルタ」約400人もガスで殺され、焼かれた死体はハルビンを流れる松花江に投棄された。こうして人体実験の対象とされた3000人以上の「マルタ」と、そうされようとしていた約4000人の「マルタ」が殺された。脱走に成功した者はゼロ、敗戦時の生存者もゼロであった。

敗戦時に平房にいた731部隊員とその家族千数百人は、8月14日までに全員部隊から列車で脱出した。特殊部隊だったため特別に用意された満鉄の列車に乗って朝鮮半島を南下し、釜山に着いた。釜山では石井四郎部隊長は、「731部隊の秘密は墓場までもつていけ。公職についてはならない。隊員間で連絡してはならない」と訓示し解散すると、隊員たちは釜山港から日本の仙崎などの港に着き、各部隊員の郷里などに向けて全国に散っていった。

ナチス・ドイツのアウシュビッツなどの強制収容所では、解放時にユダヤ人等の生存者がおり、戦後かれらが証言し、フランク『夜と霧』のような著作も現れ、収容所の中で何が起こったかが、かなり明らかになった。これとは対照的に、731部隊では収容者が全員殺され、部隊の日本人の医師たちは帰国した後口を堅く閉ざしたので、部隊の歴史は戦後長い間秘密のヴェールに覆われることになった。それは、人体実験を含む全ての細菌・疫病に関するデータをアメリカに提供する代わりに、石井四郎以下731部隊幹部と医師たちを戦犯免責するという裏取引がなされたからである。その結果、東京裁判では731・細菌戦関係者はひとりも裁かれていない。

米国が4度に亘り日本に派遣した米細菌戦研究所フォート・デトリックからの調査団の尋問に、731部隊の医師たちは順次応じた。その結果ペンタゴン宛ての第3次フェル・レポート(1947・6・20)と第4次ヒル・レポート(1947・12・12)の「総

論」では、人体実験が記録されており、ヒル・レポートの「各論」では細菌ごとに実験担当医師名と実験・分析の内容が詳細に記録されている。731部隊で医師であったことを猛省し、医者を止めた者はわずかに1名。ほぼ全員の731部隊の医師は戦犯免責され、戦後医学界に復帰している。かれらは現在にいたるまで731部隊と細菌戦のことには堅く口を閉じたままである。日本医師会もこれまで731細菌戦部隊について自己批判したことはない。

戦後の医学部改革はGHQのPHW(厚生衛生福祉局)のサムス准将の指示で実行され、戦前の医大などは、医学部、獣医学部、薬学部の6年制新制大学に編成替えされた。731部隊の医師については軍医は大学にすぐに復帰できなかったが、軍属の技師であった医師はほとんどが大学にもどった。西山勝夫氏の2018年の『731部隊留守名簿』の取得の意義は極めて大きく、加藤哲郎氏はその留守名簿にある日本人医師の氏名を、731部隊の同期会の「精魂会名簿」などとクロスすることによって、医科大学や大学医学部、個人病院や開業医、製薬会社、自衛隊などの就業先を明らかにしている。(表1)「731部隊医師の戦後の復権」を参照されたい。

そのなかで伝染病・感染症の研究についてみてみよう。戦前日本の感染症研究と対策は、主に陸軍731部隊と東大伝染病研究所が担っていたが、戦後はサムス准将の命令により、東大伝研が2つに分割された。①東大伝研では予防措置とワクチン製造を、②厚生省管轄下の予衛衛生研究所(予研)ではワクチン審査をするとされた。①の東大伝研は1967年に医科学研究所(東大医科研)に改組、②の予研は現在の国立感染症研究所(国立感染研)である。サムス准将は、伝研と予研に731部隊関係者を多数採用させたため、731部隊の医師は次のようなポジションを得た。

戦後、①東大伝研に籍をおいた者は、宮川米次(第5代所長)、田宮猛男(第7代所長、日本医学会会長、第2代日本医師会会長)、細谷省吾、小島三郎(予研に移る)、柳沢謙(予研に移る)、安東洪次、緒方富雄、浅沼靖等である。

②予研に籍をおいた者は、小林六造(初代所長)、小島三郎(第2代所長)、柳沢謙(第5代所長)、福見秀雄(第6代所長)、村田良介(第7代所長)と歴代の所長を務める者が圧倒的に多い。若松有次郎(元関東軍軍馬防疫廠・通称100部隊隊長)も予研に勤めた。

予研といえ、1996年のエイズ感染者2000人を生み出した事件を想起さ

れる方も多いだろう。このエイズ感染には、ミドリ十字、厚生省、予研の三者が関わっている。ミドリ十字は朝鮮戦争勃発直後の1951年に米軍406部隊の指示により、「日本ブラッド・バンク」として北野政次、二本秀雄、内藤良一など731医師により創設され、部隊が開発した乾燥人血漿を米軍に売り莫大な利益を得た。64年にミドリ十字と名前を変え、翌年以降アメリカから大量の血漿を輸入したが、その中にエイズ・ウイルスが混入していた。ミドリ十字はすでに82年12月に傘下の米国アルファ社よりアメリカの血液のエイズ感染の事実を知らされていたにもかかわらず、輸入を続け、加熱処理を加えず、凝固因子製剤を85年まで製造し続け、血友病患者のなかから1800人のエイズ患者を生み出してしまったのである。しかも厚生省のエイズ研究班(代表は安部英)は、エイズ感染の危険性の情報を入手していたにも拘わらず認可し、予研も、82年7月ごろ、アメリカの国立防疫センターからその危険性の情報を得ていたが、その後2年間以上もミドリ十字などのエイズ汚染血液製剤に「国家検定之証」を貼っていた。まさに、731部隊の影をひきずる製薬会社、国、研究機関が三位一体となつて行なった共謀犯罪であった。ミドリ十字は、現在は田辺三共製

薬と名前を変えている。

上昌宏医師は論文Foresight 2020・3:5のなかで、昨年最初のコロナ感染が確認された1月15日から2ヵ月も経たない時点で、つぎのように指摘していた。即ち、帝国陸海軍の「亡霊」は、①国立感染研、②東大医科研、③国立国際医療センター(旧東京第一陸軍病院)、④慈恵医大(旧海軍系病院)の4施設に現在も生きている、と。そして首相官邸と厚生省が依拠した「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」(「専門家会議」2020・2・16～6・24。以降は経済学者らを含めた「分科会」になる)の12名(うち医師は9名)のうち一人(押谷仁)を除く8名の医師は、上記4施設に所属しているとした。「専門家会議」座長の脇田隆字は、国立感染研所長である。上氏は帝国陸海軍の伝統が今回の感染症対策、とくにPCR検査の抑制とデータの独占、国産ワクチン開発に継承されているという。それは、民間医療機関・検査機関の無視にも連動している。こうした感染研の体質は同研究所を管轄する厚労省の方針に反映されたのである。

上昌宏論文が発表された昨年3月初旬以降、安倍前首相も菅現首相もPCR検査を拡大すると言いながら、実際はなかなかやらないできた。民間臨調API(船橋洋一理

〈表1〉 731部隊医師の戦後の復権

大学	
東大	田宮猛男、小島三郎、福見秀雄、細谷省吾、安東洪次、緒方富雄、宮川正、所安夫
京大	木村廉、正路倫之助、岡本耕造、湊正男、田部井和、内野仙治、浜田良雄、莊生規矩、浜田稔
大阪大	藤野恒三郎、谷口典二、木下良順、大月明、岩田茂、渡辺栄
慶応大	安東清、児玉鴻、早川清、三井但夫
金沢大	戸田正三、石川太刀雄、谷友次、斎藤幸一郎
東北大	岡本耕造、加藤睦奥雄
東京工業大	河島千尋
長崎大	青木義勇
埼玉医大	宮川正
京都府立医大	吉村寿人
大阪市大	田中英雄
大阪医科大	山中太木
兵庫医大	田部井和
名古屋市大	内野仙治、小川透
信州大	野田金次郎、田崎忠勝
三重大	潮風末雄
大阪教育大	篠田統
岡山大	妹尾左和丸
九州大	山田泰
長崎医大	林一郎、斎藤幸一郎
熊本大	園口忠男、山田秀一、久保久雄
久留米大	稗田憲太郎
熊本医大	波多野輔久
順天堂大	小坂井望、土屋毅
日本歯科大	広木彦吉
昭和薬科大	草味正夫
帝京大	所安夫
東京水産大	安川＝関根隆
防衛医大	増田美保
公務員	
長友浪男	厚生省、北海道副知事
植村肇	文部省（教科書検定委員）、
山田秀一	横浜市衛生局長
松田達雄	岩手県薬検定所長

病院勤務医・開業医	
高橋正彦、江口豊潔、野口圭一、伊藤文夫、景山杏祐、加藤真一、可知栄、喜宝院秋雄、児玉鴻、隅元国夫、高橋伝、竹広登、巽庄司、田中淳雄、中田秋市、中野信雄、夏目亦三郎、野呂文彦、早川清、葉山良雄、日野藤信三、樋渡貴一、北条円了、細谷博、松下元、三富光男、平山忠行、高橋僧、池田苗夫、渡辺康、渡辺栄、小林勝三、大石一朗、三木良英、中野新、西俊英、榊原秀夫（林口支部長、榊原心臓外科）、倉内喜久雄（大連支部長、パンドン陸軍防疫研究所、永寿病院）	
石井四郎、増田知貞、菊池齊、太田澄、内藤良一、二本秀雄ら軍医将校幹部は開業医。	
川島清は千葉県八街市少年院医師。	
国公立病院	大塚憲二郎（国立東京第一病院）、工藤忠男（大阪日赤病院）、小坂愿（国立岡山療養所）、平山辰夫（東京都立母子保健院）、篠原岩助（国立都城病院）、宮原光則（県立都城病院）、鈴木壤（銚子市立病院）
医薬産業・医療ビジネス	
日本ブラッドバンク（のちのミドリ十字）	内藤良一、宮本光一（日本特殊工業）、二本秀雄
医薬産業	金子順一（武田薬品）、金沢謙一（武田薬品）、国行昌頼（日本製薬）、山内忠重（興和）、若松有次郎（100部隊隊長、日本医薬）、安東洪次（大連支部長、武田薬品、東大伝研、日本実験動物学会）、鈴木重雄（東京衛材研究所）、早川清（早川予防医学研究所）、八木沢行正（抗生物質協会）、目黒正彦・康彦（目黒研究所）、加藤勝也（名古屋公衆医学研究所）
陸上自衛隊	
中黒秀外之、園口忠男、増田美保、近喰秀大	

備考：この表は、加藤哲郎『パンデミックの政治学－「日本モデル」の失敗』花伝社、2020年、87～94頁の記述に依るが、若干加除・修正してある。

事長）が昨年1月15日から半年間の政府のコロナ感染対応について当事者からヒアリングを重ね、昨年10月8日に首相に提出した報告書には、厚生省がPCR検査拡大に否定的な内部資料を作成し、厚生省役人が

政権与党の議員に説明して歩いたと記されている。厚生省のその内部資料は「不安解消のために、希望者に広く検査を受けられるようにすべきとの主張について」と題した3頁の文書で、検査を無秩序に増やせば

「病院や保健所がパンクし医療崩壊を招く」と説明している。PCR検査を徹底しなければ、無症状の感染者が把握できないので有効な感染阻止対策はとれるはずもなく、コロナ感染者の増加は避けられなくなる。

昨年秋から第3次の感染が拡大し年を越して1月7日には政府は緊急事態宣言を出し、自粛を要請するが、科学的対策はとらず、「今が勝負の時だ」という類の精神論を国民に説くだけであった。そして2月3日には罰則導入を柱とする「改正コロナ関連法」を成立させた。入院できずに自宅療養を余儀なくされる感染者が急増し、事実上医療崩壊が始まっていたなかで、入院拒否者に行政罰を課するというのは、論理矛盾もここに極まれりというべきであった。

この理不尽な法改正は、政権中枢が新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるのかのごとく装いつつ、権力を国家にヨリ集中させ、私権と人権を無視する「監視社会」を強化する好機とみて強行したものに他ならない。

本日（3月18日）は菅首相が、1月7日以降2ヵ月半続いた緊急事態宣言を3月21日に解除すると発表した。これも解除するという政治判断を昨日来表明したあとで、本朝開いた専門家の諮問会議で承認させる

という転倒したやり方である。政治判断をするまえにだされた日本医師会中川会長の、感染者が首都圏で増加に転じていることや変異株の患者が全国的に現れ始めていること等々から、宣言解除は無謀であることを事実上指摘したかに見える声明（3月17日）を、首相は一切無視して解除を表明したのであった。宣言を解除すれば、すでに兆候をみせている第4波が拡張することは火を見るより明らかではないか。では、なぜ宣言を解除するのか。理由のひとつは、宣言を解除せず継続することは、オリンピックの開催を中止に追い込むことをストレートに意味することになるからであろう。

ワクチン接種がコロナ感染にたいする最後の解決策のようにいわれているが、本当に効果はあるのか。とくにイギリス型などの変異株に対してはどうなのか。そしてワクチン接種は本当に安全なのか。そもそもワクチン開発のために巨額の予算があたえられた感染研や医科研などが、なぜワクチンを自前で開発できなかったのか。等々次々に疑問がでてくる。ワクチンに関する情報の開示は、極めて制限されているように思われる。

（つづく）（2021年3月18日記す）

（まつむら・たかお／慶應義塾大学名誉教授）



事務局だより

今こそ紙上のデモを

3月に入り、連日届く市民意見広告運動への賛同金振込件数の報告メールを見て、コロナ禍の中、連日のように事務所に通い、作業を続けるみなさんへの後ろめたさを感じながら、事務局便りを届けます。

今年ほど、意見広告運動の「紙上のデモに参加を」ということばがピタリとくる時はなかったのでは、と思わずにはおられません。

帰還困難者が未だ4万人を超え、高濃度放射能汚染で廃炉の見通せない原子炉格納容器、放射能汚染水の海洋放出の企て……。人が戻れない「復興」とは何なのか。「福島はオリンピックどころでねえ」という福島県民、原発被災地の声を政府はなぜ受け止めようとしなないのでか。

辺野古では沖縄戦の犠牲者が眠る地の土砂が恥もたためらいもなく基地建設の埋め立てに使われています。

菅政権がやろうとしているのはコロナ災害から市民の命と暮らしを守る公共の福祉を優先する政治ではなく、大災害、パンデミックなどに乗じて、「デジタル化」「グリー

ン化」による経済成長をめざし、格差・貧困の拡大と弱者切り捨ての災害便乗資本主義にほかなりません。新自由主義は格差を放置、拡大する一方で、総務官僚の疑惑の接待やGo Toキャンペーンの結果、電通や竹中平蔵率いる企業が業務委託で利益を独占するような縁故資本主義による腐敗と不正をまねきました。一方でホテル従業員や土産物屋の店員、タクシー運転手など、非正規、不安定雇用の下で失業状態にある人々が、失業、休業補償が十分でなく生活不安に怯えています。

私は毎日のように、働きたくても仕事がなく家賃、生活費がない人、精神疾患や家族関係が原因で居場所と住居を奪われそうな人の相談を受けています。生活保護制度は「最後のセーフティネット」と言われますが、困ったら「ためらわずに生活保護を」（厚労省ホームページ）と言うのであれば、困窮した人が支援者の同行なしに1人で自治体窓口に行っても必要な福祉サービスが受けられる制度でなければならぬはず。そのためには、生活保護法を権利性が明確な「生活保障法」（日弁連提言）にしていくことも忘れてはなりません。

吉田和雄（よしだ・かずお／本会事務局）

〈象徴天皇家の祝祭ナシヨナリズム〉批判

「眞子」婚約騒動と〈世襲の超特権的奴隸制〉との関係

——新天皇「即位」(代わり)問答⑩ 天野 恵一

——2月23日、天野さんたちは『天皇代替わり』とはなんであったのか——再定義された象徴天皇制」という討論集会を持った日。発言者だったあなたは、ふれなかつたし、そこでは大きな討論のテーマとしては主題にされなかつたけど、「天皇誕生日会見」の中で、記者の質問。「秋篠宮さまの立皇嗣の礼が終了しました。陛下のご感想を教えてください。長女眞子さまは、小室圭さんとの結婚についてのお気持ちをご公表した文章で『天皇皇后両陛下が私の気持ちを尊重して静かに見守りくださっていることに、深く感謝申し上げます』と記されました。秋篠宮さまは結婚を認める考えを示されましたが、陛下はどのようにお考えですか。お二人の結婚に関して国民の間で様々な意見があることについて、どのように捉えていらっしゃいますか」。これにこの間、マスコミが目していた「眞子」問題についてはこう答えていますね。

「眞子内親王の結婚については、国民の間で様々な意見があることは私も承知しております。このことについては、眞子内親王が、ご両親とよく話し合って、秋篠宮が言ったように、多くの人々が納得し喜んでくれる状況になることを願っております」。



天野 恵一

やはり、秋篠宮同様、賛成しているわけではないよ、との発言でしょう。前回、ここで積み残したテーマがさらに新展開しだしているでしょう。この問題、どう評価しているの、今回はここから始めます。女性週刊誌をまた大量に愛読している、天野さんとしては、どう？

天野 愛読してなんかしてないよ。必要で、こうしたくだらない記事を読み続けてるんだから。もう少し同情してよ。

——ハイ、ハイ(笑)。じゃあ分析をお聞かせ下さい。

天野 女性週刊誌は、『女性セブン』(3月11日)だけ紹介します。同じようなトーンだから。タイトルは「眞子さま(29)へ『聞く耳を！』痛烈注文」。公式の場で、両親の言うことに耳を傾けろと発言したことは眞子への「最後通告」ともいえるとの分析記事です。この記事の終わりにはゴチックで大きく「紀子さま(54)は顔面蒼白。いよいよ『駆け落ち婚』するしかなくなつた!」とあります。

「眞子」の、「お気持」公表時の言葉は天皇夫妻は同意し、バックアップしてくれているととれるものだったから、「そうでは

ない」と天皇はハッキリと意思表示したことは、間違いない。

——そんなに強烈な拒絶の言葉といえるの？

天野 ウン。天皇が、あのようにハッキリ言ったからには、そういうことと解釈すべきのようですよ。『週刊文春』(3/4号)のタイトルは「天皇がついに『裁断』眞子様小室結婚に『NO』」。ここには眞子問題の質問に天皇は「一転、硬い表情を浮かべた」とレポートされてますよ。

『週刊新潮』(3/4号)のタイトルは「天皇陛下が『眞子さま』に苦言!」悔い改めを国民にアピールするしか手はない、という調子の記事ですよ。

——私、若い二人に同情しちゃうわ、だって、二人が結婚の意思があるのにストップをかける権利なんて誰にもないでしょう。親父の秋篠宮だって、両人の同意だけで結婚できる憲法下にいるんだからとまで話して、結婚は認めたわけでしょう。おかしいじゃないの。

天野 いや、秋篠宮発言は、どうやら、そんな単純なものじゃなかった様だよ。

——ウン。天野さん、「反天連」のニュース「反天皇制運動Alert」57(3月2日)号の「眞子」「秋篠宮」発言と「小室親子」非難で経過を説明しながら、その点にふれていますね。本誌の読者は経過を知らない人が多いと思うので、その文章を長いけど、ここで引いておきますね。

「もっとも、この間の週刊誌の皇室情報のテーマの中心は、やはり、『眞子さま、小室さん』の結婚はどうなるであつた。婚約相手とされた男（小室）の母が四百万『借金』があるという問題が取り沙汰され、二〇一八年、親の秋篠宮が『納采の儀』は行えない」とストップ発言（十一月三日）、娘眞子、結婚への意思を表明する「お気持ち」なる文章を発表（二〇二〇年十一月十三日）、その二日後四〇〇万返金要求していた男側が『返金要求はもうしない』との意思表示、秋篠宮誕生日記者会見で『結婚を認める』と発言（十一月三〇日）。西村泰彦宮内庁長官が小室サイドに金銭トラブルの説明責任果たすべきだとの『異例発言』（十二月

一〇日）、こうした流れにそつた記事が大量生産されているわけだが、ほぼ共通するトーンは小室（家）は神聖なる「眞子さま」（一族）の相手としてはふさわしくない、という小室（家）の全面バッシング（十五億円の眞子の一時金ねらい）であり、そんな男に執着する『眞子さま』への非難であり、さらには、そんな結婚を認めた秋篠宮への抗議である（各紙とも宮内庁にそうした非難と抗議が殺到しているという事実を紹介しながら、そうした抗議の内容をなぞるような記事が書かれている）。その中でも『女性セブン』（二月七日／十四日号）の小室と母、『もう一人のパパ、追い出された父は自死を選んだ』はどぎつい私生活暴露（プライバシー侵害

記事）である。また『週刊文春』（十二月十日号）『虚栄の履歴 小室さん母子の正体』も同（十二月十七日号）の『五億円一時金なしでは——小室さん母子粉飾の借金人生』もどぎつい記事である。『週刊新潮』（十二月十日号）の『眞子さま結婚でどうなる『髪結いの亭主の生活設計』の方も同様である』

この文章の結びで、十二月二十日の秋篠宮発言について天野さん、こう書いているでしよう。

「結婚することは認めるということです」言いながら『現状では納采の儀は行えない』と語り、かつての自分の発言である、結婚のための条件として『多くの人が納得し喜んでくれる状況』づくりは実現しないとも語っている。

／『認める』けど『認めない』という、意味不明発言。『結婚は両性の合意のみに基づいて成立』という憲法二十四条を尊重するというポーズを示しての『認める』発言であつたが、その原則でいけば、父親が『認める』などと公言して見せること自体が、まったくおかしいではないか。憲法は、そんな権限はないと宣言しているのだから。やはり、皇族にはそうした（自由）はないのだ。／こうした皇室情報から私たちが読みとるべきは、象徴天皇制の（超特権的奴隸制）という奇妙でグロテスクな政治的性格ではないのか」。

そうすると、西村宮内庁長官の「金銭トラ

ブル説明責任アリ」の公的発言が、この後出たつてことは、「結婚を認めた」という言葉がマスコミに一人歩きしてしまったことにあせって秋篠宮側が、実はそうじゃないのだと、まきかえたというわけなの。

天野 おそらく、そういう流れだと思ひます。「国民の納得」という踏み絵を前に出したのだと思いますよ。

——それって、卑劣じゃん。個人の自由意志が尊重されて、あたりまえなのじゃないの。（超特権的奴隸制）という言葉について、もう少しキチンと説明してください。天野さんも人間として同情してらんじゃないの？

天野 ウーン。うまく説明しなくちゃね。——アツ、それと、この「問答」でも前に「眞子」問題論じたとき、この言葉を使つてるでしよう。そして、天野さんの、『天皇制と共和制の狭間で——30代から90代日本人のエンペラー論』第三書館に収められている〈世襲の超特権的奴隸制〉について論じた「性生活が、天皇制にとつては『国家的公務』である」も読んです。そこで、こう書いているでしよう。

「それにしても象徴君主一族の結婚話は、どうして、こういったマスコミあげての大騒ぎになるのか。それは血の継承（血脈）を根拠にする全生活を国税で保障されている特権一族（世襲の君主の一族の王）が国家制度のトップに存在しているということが必然化させているのだ。

ただ、彼や彼らは当たり前前の『人間』としては存在していない。様々な人権（例えば当人相互の意思による結婚や離婚の権利など）が無い存在という意味で、奴隷的存在である。この『象徴君主制』という（超特権的奴隷制）を、本質的な点で批判することは、すでにマスコミでは、すっかりタブーになっている。ゆえに民主主義と人権社会の原則を踏み外した（異常）でグロテスクな事態は、マスコミによって、こぞって極めて（正常）さを装って報道される。その結果。それは、このことを見極めている人間からすれば、とてつもなく増大したグロテスクと映るのである」。

このグロテスクな奴隷状態、結婚だけじゃないでしょう。自由な政治的な活動だって、主張だって、「公然化」にはブレーキがかかっているわけだから。

その（不自由）から自分を解放しようとしているんだから、いくら「皇族」の女性でも、いや「皇族」だからその努力にエールを送ってもいいんじゃない？ ダメかなー。

天野 ストップ。「超特権」という方を忘れるわけにはいかないんですよ。

——「2・23」の集会でも、私の逆の方向で、天野さんの規定が、皇族の人々、特に同情を組織していく言説につらなる女性（母系 天皇帝容認のフェミニストの論理と同じ傾きを持つんじゃないかという危機が、会場の若い女性から表明された時。

同じように応じていたわね。

天野 前回も、宮内庁病院の話をしたよね。大きな病院を自分たちの一族のために持っている超特権的存在。それもすべて税金でつくられ運営されているわけでしょう。この（超特権）、眞子がもらうことになっている1億4千万ぐらいは払われるだろうといわれている一時金についても、この間、大きな話題となっているでしょう。小室母子のねらいは、この金だというかんぐった情報が飛び交っているわけだから。

このとんでもない特権を小室のような男が、共有することが許せない、という抗議の声が大きく上っているというわけだ。この皇族の（特権）そのものには、私たちも批判のまなざしを向けてないわけにはいかないでしょう。小室非難とは別のベクトルから。奴隷制といっても、この（超特権）が不可分一体のまったく特異な制度というしかないのですよ。一方だけ見てその不自由さに同情すべきではないと思う。

私が、この（世襲の超特権的奴隷制）というカテゴリーは、奥平康弘さんの『萬世一系』の研究——「皇室典範的なもの」への視座』（岩波書店・2009年）におしえられた結果の産物です。

—— あら、そうだったの。

天野 ウン。彼は、そこで「人権」論で天皇・

皇族問題にアプローチするときに、こういう注意を払うべきだと論じています。この点が重要で、共感しました。

「この集団に属する各員には、市民一般との比較を絶するいろんな種類の特権あるいは優先的地位が保障されていて、この人たちに課せられる不自由はそれと一対を成しているという特性がある事である。言ってみれば、不自由はこれら特権的なものの代償であって、ある種の不自由はある種の特権的なものとオモテとウラの関係にあり、しかもそれたるや、不自由が課せられているからその代わりに特権、というのではなくて、むしろその逆に、特権があるからその弁償として不自由を我慢して貰うという構造になっているとさえ言える。こういう特別法の世界に、権利章典をそのまま持つてくることに、本来的に無理がある」（「特権」の方が主役なんですよ。非人間（人権ナシ）は従なんだと、奥平さんは強調している、これが彼の説がステキな点なんですよ。

—— この間、天野さん、この奥平説をいろんなところで紹介しながら、あれこれ書いていたから、それなりに承知していたけれど、もう少し説明して。

天野 憲法の第十八条の「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」の規定を、天皇の「退位」希望の権利として保障するの

は「究極の人權」として、ふつうの人間への「脱出の権利」として認めるべきだとも、彼は、そこで主張しています。だから、人間への「脱出」ってのは、〈特権〉の全面放棄という権利行使が前提なのね。「上皇」になるなんてのは〈特権奴隷〉そのままだから同情する必要なんてナシ。眞子も、皇籍離脱（すべての特権の放棄する）権利は持っていると思ふ。特権を放棄する権利を彼女が行使するという事になったから、同情すべきというわけですよ。まだ、一億何千万の一時金の放棄すら彼女は宣言してない。本来は同情に値しない（特権）地位にいる訳なんだから。

——ウーン、そういう理屈か。わかるけど同情はおさげたい感情よ。

天野 オサエテ、オサエテ（笑）。

例えば、福岡良明さんの書いた岩波新書の『勤労青年』の教養文化史、この間の別の所の読書会のテキストに使ったあれに、戦後の農村青年団の世界の結婚の問題に触れて、こういうくだりがあったでしょう。

「青年たちは中学校就学時に『結婚は、両性の合意のみに基づいて成立』することを謳った新憲法の条文を学んでいたが、それとは異なる農村の実情に、苛立ちを覚えていた。／もつとも正確に言うならば、結婚をきめるのは親というより『世間』であっ

た。一見、親の意向が決定権を有しているように見えつつ、そこでは、顔見知りばかりの村のなかで、誰との婚姻がもっとも釣り合うかが意識されていた」。

「要するに親たちが子の結婚を考える際に基準にするのは『世間でどう思うだろうか』ということであった。これは、村内の相互監視の帰結でもある」。

こうしたムラ社会の論理、「世間体」支配は今でも生き延びているし、父（秋篠宮）や天皇がいう「国民向け」が「世間体」と重なるから、あなたの気分は理解できるけど。同じレベルで扱うのはダメ、ここはキ



非暴力と反軍の九条

(26)

古沢 宣慶

M・ヴェーバー没後百年

M・ヴェーバーは1920年6月14日、スペイン風邪から肺炎を併発して亡くなった。享年56歳。原始キリスト教、カトリック、イスラムと続くはずの『世界宗教の経済倫理』は未完に終わった。「経済」と限定してあるが、個人が単独で世界宗教を扱うという企ては、二度と現れないだろう。

昨年は三冊の新書がでた。今野元『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇』

チンと論理的に考えてください。

——ソナー……。

天野 〈超特権一族〉はその特権全面放棄が〈人間〉になる条件なのですから。同情は人間にすべきです。

——でも、生物学的には同じ人間でしょう。

天野 もちろん、そうです。でも政治社会的には、あたりまえの〈人間〉ではないのですから。

——ウーン、いまいち、ストンと落ちないけど今回はここまでネ。

(あまの・やすかず／反天皇制運動連絡会)

(岩波新書、野口雅弘『マックス・ヴェーバー 近代と格闘した思想家』(中公新書)、中野敏男『ヴェーバー——理解社会学の射程』(ちくま新書)である。

前号(180号)のリアリストかつナショナリスト・ヴェーバー像は、今野の著書に依拠したものである。今野に同調したわけでは全くない。むしろ、対極として挙げられることになるヴェーバーの「非暴力論」の画期性を強調するためであった。何をもって「画期」と言うのか。ヴェー

バーが、「正当な暴力行使の独占を要求する」と定義した国家に対峙するものとして、ガンジーに先行するトルストイの反軍の闘いを、「対抗暴力」として提示したことがある。そのヴェーバーのトルストイへの関心がどのようなものであったのか。トルストイの影響で「非暴力」の道に入った私には、ヴェーバー研究者たちのトルストイ理解に大きな不満がある。

ヴェーバーはガンジーに一度も言及していないが、後世に生きる私たちはトルストイとガンジーの関りを知ることが出来る。しかし、両者とヴェーバーの「非暴力」論との関係を本格的に論じたものを私は知らない。

さらに言えば、トルストイはロシア神秘主義と関りを持ち、ガンジーは神秘主義的宗教の国インドの生まれである。そして、ヴェーバーの「無コスモス論」は神秘体験と深く関わるものである。深い宗教体験を基盤とした非暴力実践こそが、国家暴力の対極にあるのだと、ヴェーバーの宗教社会学は言う。そういう「読み」が可能だということ、これから論じていきたい。

二つの律法のはざま

かつてのヴェーバーは近代文化の全面的肯定者として解されていたが、今はその逆

である。ヴェーバーは「西洋近代の特異性と世界的意義」を強調し、その「合理化」の帰結に対する批判を強めていき、「無意味性」の問題、「魔術からの解放」がもたらした「意味喪失」への関心を深めた。(亀嶋康二)

ところが今野は、「ヴェーバーの宗教社会学は、ヘーゲルの歴史哲学やマルクスの唯物史観などと並んで、西洋中心主義の代表例である」と言う。「比較による西洋近代の相対化とは呼び得るが、西洋近代批判の試みとは呼び得ない。」

第一次世界大戦で当初は軍務に就いたヴェーバーは、やがて軍務を離れて政治評論活動を展開することとなった。今野は題名を挙げていないが、「二つの律法のはざま」という小文に依って、ヴェーバーの戦争肯定論に言及している。ヴェーバーは、「ロシアの膨張欲」は「どんな平和主義のおしゃべりでも変えることのできない運命」だと述べ、「権力国家として組織された国民の歴史的義務」とまで言っている。

今野は、ヴェーバーが「福音書の徹底した体現者としてトルストイ」の、自分は「その対極に立つことを宣言した」とするが、明らかに誤読である。

平和主義を排除するような文章の後で、ヴェーバーは次のように言う。

「しかし、福音主義については以上の議論からはずしたほうがよいと思います。——さもないければ、真剣に論ずるべきです。ここには、トルストイの結論しかないのです。これ以外のものはいっさい存在しません。」

傍点は原文だが、なければ私が付けた。「福音主義」云々は「山上の説教」の「悪人に『力をもつて』手向かつてはならない」のこと。トルストイに倣ってヴェーバーが「力(Gewalt、ゲバルト)をもつて」を補っていることが重要である。これが無抵抗—受動的抵抗—非暴力抵抗と発展して行く。最後はガンジーの「サティヤグラハ(真理把持)」。

ヴェーバーは続ける。

「これについての福音書の立場は、決定的な点でまったく明白です。福音書は、まさしく戦争——戦争について特に述べているわけではありませんが——にたいしてのみならず、この世界が世俗的「文化」の世界、したがって「被造物」の美、尊厳、名誉、偉大さの世界たらんとするときには、究極的には現世のいっさいの法則にたいし反対の立場に立ちます。これについて一貫した態度をとらないものは誰でも——トルストイでさえ死に臨んで始めて一貫した態度をとることが出来たのですが——、権力戦争

の可能性と不可避性をいつかは内包する現世の法則に自分が結びついていてること、およびこの法則の内部でのみ「日々の要求」をかなえることができるということを知っておくべきです

ヴェーバーがここで言っているのは、本気で戦争に反対するつもりなら、「平和主義のおしゃべり」ばかりするのではなく、現世を支配する全ての法則に反対せよ、現世拒否に徹せよ、少なくともそのことを自覚せよ、という事である。もちろんヴェーバーは、トルストイの立場に同調した訳ではない。

戦争と国家権力を否定するためには、「全政治史を支配している『権力プラグマ』の法則」と闘わなければならない。その覚悟があるのか、というヴェーバーは非暴力主義者に迫るのである。

愛の無コスモス論

野口は、ドイツ語で書いたボン大学の学位を取り、自らが日本語に訳して出版した『闘争と文化 マックス・ウェーバーの文化社会学と政治理論（みすず書房）である。

野口は「ウ」だが、私の地の文ではドイツ語の発音に近い「ヴ」を用いる。Akosmismus（アコスミスム）に関して色々な訳があるが、ここは野口に從っておく。

本書の著者野口の新書なので大きな期待を持ったが、新書版なのでやむを得ないことながら、あまりにも表層的、網羅的であることに失望した。特徴の「第一点目は、主として宗教社会学と政治理論に重点を置いて、ウェーバーの生涯と著作を紹介している点」だと、当人は「あとがき」で言っているが、「アコスミスム（無コスモス論）」ばかりか、『世界宗教の経済倫理』の「中間考察」への言及すらない。これでは、ヴェーバーに「国家暴力」と「対抗非暴力」の対峙を見ようとする、私の意図を全く満たさない。

トルストイを取り上げるとしたら、『職業としての政治』や「中間考察」で、政治と宗教の緊張関係の問題とするのが主筋だと思うが、新書では、「精神の病」と「生の意味」との関連で『仕事としての学問』の引用しかなされていない。

「ウェーバーは二〇年前に自分がくぐった地獄をトルストイに託して語っている」と野口は言う。この分節で言及されたトルストイの作品は『懺悔』である。「精神の病」と『懺悔』に触れるならば、ウィリアム・ジェームズの名を挙げ、『宗教的経験の諸相』の一節くらい紹介して欲しかった。そこには、トルストイが人生の意味を問うて悩んだ赤裸々な告白が、豊富に引用されて

いるからである。

岩波文庫の『理解社会学のカテゴリー』では、「愛の無差別主義」の訳語が用いられていて、訳者の林道義が「ウェーバーが仏教の「慈悲」を特徴づけたことば」と註している。「中間考察」には「対象のない無差別主義的な愛」「無差別主義的な慈悲の持ち主たる達人たち」といった句があるから、林は先のように註したのだろう。

「中間考察」は『ヒンドゥー教と仏教』の直前に置かれたもので、「われわれがこれから考察しようとするインドの宗教意識は」で始まり、「われわれはこのインド的神義論に目をむけていこうと思う」で終わる。

その『ヒンドゥー教と仏教』（東洋経済新報社）は深沢宏訳だが、野口は自らの訳文を用いている。

「ゲノーシスとは通常は古代末期の終末論的な宗教運動を指すが、」ヴェーバーは「インドにおける神秘主義的な宗教意識を指す」ものとしている。深沢は「霊智」と訳しているが、野口はそのまま使っている。「自分が救われた」という直観的確信は、アジアの宗教においては「背後世界の王国に連れていく」ことで成される。「この王国は合理的な形をもたず、否そればかりかそうした不定形ゆえに神の観照、保持、所

有、あるいは至福に憑かれている状態である。この場合の至福とは、彼岸のものではなく、しかしそれにもかかわらず現世の生においてグノーシスによって獲得されうるし、またされるべきものである。これはアジア的神秘主義的観照の最高の形式においてはどこにおいても『空』として体験される。」

この引用文の後、野口は次のように言う。

「したがって神秘主義的という意味でのグノーシスの思惟は、「現世の諸事実に対しては結局のところ無関心」であり、「そこから現世内の生に対していかなる倫理も導き出せない」。つまり、それは現世と関わりをもたない無コスモス論なのである。」

『闘争と文化』が出た直後、法政大学で合評会があり、その折に私は、Akosmismusは「空」と訳せるのではないかと、と質問した。野口の答えは、仏教については詳しくないので、私の方が教えてもらいたい、というものだった。司会の飯田泰三（当時、法政大学教授）が、「空」と訳すのも可能だ、とコメントした。AkosmismusにLiebes（リーベス）を付けたものが、「愛の無コスモス論（愛の無差別主義）」である。「空」の体得があつて、それが「慈悲」の実践として現世での展開となる。ヴェーバーはそれを、「暴力のプラグマ」

の対極に置いた。「無差別の愛」は、「魂の聖なる売淫」（ボードレール）であり、それ故、現実の世間では破綻せざるを得ない。

空思想は、現世肯定的な中国に入つて大きく変容する。「空亦復空」が「真空妙有」となり、天台智顗（ちぎ）『魔訶止観』では、「もし空に住すれば衆生において永く利益なし。志は利他に存す、すなわち入仮（につけ）の意（こころ）なり」と言う。「入仮」とは、差別ある現実の中に飛び込んで「慈悲（愛の無コスモス論）」を実践する、という意味である。コスモスの中でこそ、真の無コスモスが成り立つ、と智顗は言う。仏教特有の「娑婆即寂光」の論理である。

大乘涅槃經には「一切世間の外道（げどう）の經書は、みなこれ仏説なり」と、金光明經には「もし深く世法を識（し）れば、すなわちこれ仏説なり」とある。マキャヴェリやボダンやホッブズの政治リアリズムを学ぶことが理想実現の道であると、私は読む。

理解社会学が切り開くもの

中野はその「あとがき」で、「マックス・ヴェーバーの学問を〈理解社会学〉として捉えて、解明的理解という方法の核から一貫した見通しをもってその全体像を描き出し、それを広く紹介しようという企画から

生まれたもの」が、この新書だと言う。

〈理解社会学〉とは、「社会的行為の意味を内面の動機から理解し、そこから人間の生のあり方、社会の行く末を深く問うていく学問」である。そして、その最初の作品が、有名な『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（略して『プロ倫』）である。

中野は、ヴェーバーが「宗教思想のしかもその教義にまで立ち入」ったことを評価し、そこに理解社会学の意味を認める。その事によって、「宗教的信仰や宗教生活態度に方向性を与えそれを保持させるような心理的駆動力（Antriebe）を明らかにすること」ができる。Antriebe（アントリーベ）が「理解社会学の関心の中心に関わる語」だと言う。

カルヴィニズムの「選び」の教説では、来世での救いは予め神が決めてしまつていから、個人の努力や善行や信仰は全く役に立たない。だからこそ諸個人は、「自分は救われている」という主観的確信を必死になつて求める。人々は仕事に励み、規律ある生活を送り、やがて資本主義の合理的な営利活動につながることになる。行き着く先は次のような事態だ。

「ピューリタンは職業人たろうと欲した。——われわれは職業人たらざるをえない。……この秩序界は今日、その駆動

装置に送り込まれたすべての人——直接に経済的な営利の場においてだけでなく(傍点2字)——の生活スタイルを、その圧倒的な強制力によって規定しているし、化石燃料の最後の一片が燃え尽きるまで規定し続けるだろう。」

視野と関心の拡大

後期ヴェーバーは二つの大きな仕事に着手する。一つは『経済と社会』で、経済から社会、法、政治、宗教までを扱う。壮大な企画である。もう一つは『世界宗教の経済倫理』で、世界の諸宗教に目を向けた、比較宗教・比較思想の試みである。

『経済と社会』の宗教に関する章は、「1914年構成表」では「5 宗教ゲームインシャフト」と呼ばれていたが、邦訳では『宗教社会学』と題して出版された。先の飯田によれば、63、64年度の丸山眞男の講義は、この「宗教社会学」の「圧倒的影響の下に行われ」たそうである。(丸山講義録4・解題)

中野はこれを、『プロ倫』から『世界宗教の経済倫理』へ「橋渡しするもの」としているが、異論がある。救済宗教より前の現世利己的宗教や呪術に関するヴェーバーの豊富な知識に圧倒されなければならぬ。それもまた、『プロ倫』の先入観から

脱する道である。近代の「意味喪失」に関する理解も深まるだろう。

『世界宗教の経済倫理』には二つの対比軸がある、と中野は言う。

第一が「現世肯定 vs 現世拒否」、第二が「禁欲 vs 神秘論(観照)」である。中野は第二の対比軸に従って論旨を進めいく。そして、「両者をそれぞれの特徴から問題点まで追及する理念型的なヴェーバーの考察の論理は偏りがなく明快」だと言う。

しかし、中野自身の「中間考察」の読みに「偏り」がある。

「中間考察」は、「宗教的現世拒否の諸段階と方向性に関する理論」と題されている。「現世拒否」という語が入っているのは、次のテーマが、典型的な「現世拒否」の宗教たる「ヒンドウ教と仏教」だからである。にもかかわらず中野は、「儒教とピュリタニズム」の対比の方に行ってしまう。

「中間考察」で対比されるのは、「現世拒否」ながら現世の「職業倫理」をもたらし「愛の普遍主義を放棄し」たピュリタニズムと、「同胞倫理を神秘家の説く愛の無差別主義のきわめて純粋な表現である『慈悲』にまで高め」た仏教ではないのか。「現世と宗教との間の緊張関係」に関して、中野は「政治の領域」に触れるが、主権国家や戦争、暴力のプラグマと「愛の無

差別主義」の対峙にまで至らない。

中野に限らず、ヴェーバー研究者たちは、『ヒンドウ教と仏教』を読み込んでいないことが問題である。仏教から逃げないで

もらいたい。(ふるさわ・せんけい/日蓮宗浄鏡寺住職)

バッジ・シールのご紹介



ねだん：バッジ (大) 250円
(小) 220円
シール (5枚組) 300円



↑バッジ

←シール

バッジ・シールの購入は、氏名・住所・電話番号を明記の上、下記までお申し込みください。

Eメール：info@iken30.jp

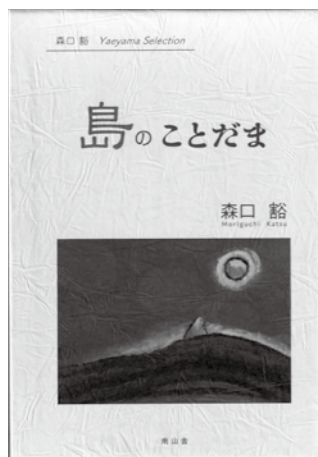
FAX：03-6435-2031

市民の意見30の会・東京

八重山の島々がいつまでも緑のまま
であるように…

―森口豁『島のことだま』の願い―

古川 純



3850円 南山舎 2021年1月

本書と著者

著者・森口豁さん（もりぐち・かつ、フリージャーナリスト）は1937年東京生まれ、1957年（1959年沖縄移住）1974年琉球新報社会部記者、日本テレビ沖縄特派員。著者「あとがき」によると、初めて八重山諸島を訪れた1959年から今日まで新聞・雑誌に八重山に関する文章を発表してきたがそれら約60本の文章の中から「三〇本をすくい上げ、新たな書き下ろしを加えて」本書を編んだという。本書を「一旅人の書いたルポルタージュ群を取めた」とも言う。「現代の読者の胸にストンと落ちるか否か」はわからないが、「新たな読み手を得て、文章に命が蘇ることを

願っています」と述べる。

本書は石垣市にある南山舎（日本最南端の出版社）と自ら称する、石垣市登野城に所在するから2021年1月に出版された。出版を熱心に薦めた南山舎創業者・上江洲儀正さん（当時大宅壮一文庫に勤めていた）とは、東京で森口さん初のノンフィクション著書『子乞い 八重山 鳩間島生活誌』の出版パティで出会ったのが始まりで以来35年になるが、上江洲さんは八重山取材の「大事な知恵袋」になったという。出版の薦めから10年経って実現したのが本書である。

八重山と沖縄・沖縄戦

沖縄・宮古・八重山という琉球コンセプトの三分法から話を始めたい。八重山は沖縄（沖縄本島）ではない。今でも琉球王国時代の八重山を基本としているのがわかるのは、石垣島で那覇に出張する人は「沖縄に行く」と説明することだ。行政区画は沖縄県だが、八重山は、石垣島（石垣市）、尖閣諸島（石垣市）、竹富島・小浜島・黒島・新城島・波照間島・西表島・鳩間島（以上が竹富町）、与那国島（与那国町）の島々から成る別個の地域である。

森口さんはモノクロのフォトギャラリーを巻頭において、「序 おじいたちはいつまで微笑んでいられるか」に始まり、「ぱ

なりすま幻視行」「島襲うヤナカジ キタヌカジ」「島に学ぶ 島を伝える」に大きく章を分けて各章10本程度の論稿を収めている。

私は八重山の英雄「オヤケアカハチ（1500年に琉球王府軍と内乱で戦ったが敗れた）の伝承に魅了されて約20年ほど毎年1回は八重山訪問（南山舎の上江洲さんにお世話いただいて南山舎人脈と歓談会を重ね八重山の歴史・伝統・民俗を学習した）」を続けてきた。どの写真も惹かれるものがあるが、波照間島の「豊年祭を盛り上げる獅子舞。氣迫に満ちた表情で奔放に舞い、厄災を払う、1999年」が迫力をよく伝えている。

沖縄戦は沖縄本島の戦争・戦場だけではない。「戦争マラリア／波照間の場合」（陸軍中野学校派遣のスパイが軍刀をかざして住民に疎開を命じ住民をマラリアの有病地帯の西表島に強制疎開させ、子供を含め多数がマラリアで亡くなった。西表の南風見田の浜に学童66人を失った波照間小学校の識名校長が「忘勿石 ハテルマシキナ」と記した石△「わすれな石」）が残されている、「死刑台に消えた学徒兵」（石垣島対空砲火で撃墜され海岸に不時着し捕虜となった米兵3人が海軍警備隊司令の命令で斬首・刺殺されたジュネーブ条約違反の「石垣島事件」、「BC級戦犯裁判」で死刑判決、北海道出身の学徒兵絞首刑、森口著に『最後の学徒兵 BC級死刑囚・田口泰

正の悲劇』がある）が、八重山における日米戦争としてよく調べられ収められている。

尖閣諸島

森口さんは1960年代から2000年代にかけて、アホウドリ生息調査団に同行

会員の寄贈本紹介

会員の皆様や当会とつながりのある方々から、昨秋以降、11冊の寄贈をいただいております。今回はその一部を紹介させていただきます。紹介できなかった本は次回以降、紹介をしていきたいと思います。

（有馬保彦／編集委員）

平松伴子小説集『従軍看護婦』

1500円（税別）（コールサック社、2020年8月）

著者はベトナム反戦運動に参加され、その後、ベトナム支援と交流を続け、米軍により撒かれた、ベトナム戦争時代の枯葉剤（ダイオキシン）被害者の為の家である「仁愛の家」建設に携わっています。「仁愛の家」は、著者が2010年に出版した『世界を動かした女性グエン・ティ・ビン ベトナム副大統領の勇氣と愛と悲しみ』（コールサック社、2010年）の売り上げを枯葉剤被害者の為に寄付したことからはじまったといえます。現在は40軒になり、50軒を目指して支援活動が続いています。その活動は、『ベトナム



取材、水上警察の警備艇に乗り込んでの「異邦人」取り締まりの取材、漁船をチャーターして現地ルポ、の3回取材を行なった（上陸できたのは2回）。本書では、「揺れる『国境の島』尖閣」（中・台の石油戦争）、「昔、尖閣は『結びの海』だった」（北小島に上陸して

ムレポート』（第1号は、2012年発行、9号2019年11月の現在に至る）で知ることができます。

その著者が、アジア太平洋戦争の「従軍看護婦」の実話を、短編3作品「第一部 梅の花」「男は兵隊・女は従軍看護婦」、「第二部 十六歳の従軍看護婦」、「第三部 集団自決 慰安婦にされた従軍看護婦」とした作品集です。第一部では、日本赤十字社が軍部の要請で即製の看護婦をつくり戦地に送り出しました。「日本赤十字の命令は国の命令」として看護婦として従軍し、戦後、自分は加害者ではないかといなまされ乍ら、日本政府に戦後補償を要求、しかし、政府は「従軍看護婦」は国の「召集令状」としてではなく日赤の「召集状」による「応召」で自分の意志で戦地に従軍したもの、

海鳥やその卵をとる台湾の漁民の写真あり）が収められている。森口さんは「尖閣が東アジアの『海の交差点』として、人々の笑顔が満ちる日」を願っている。

（ふるかわあつし／NPO現代の理論・社会フォーラム運営委員）

軍人や軍属ではないので補償はしない、という国による棄民政策を告発しています。（後に日本政府は、軍人恩給には及ばない従軍看護婦に補償する法律を作りました。）この物語を読みながら、日本本土の空襲や沖縄戦、南洋諸島での、民間人戦争犠牲者には国との雇用関係がない、戦争被害は国民すべてが受忍すべきものとして何ら補償をしない、現在の政府の棄民政策を思い起こします。フイリピンに送り出され、戦場を逃げまわり生き延びた十六歳の少女「看護婦」の戦場体験（第二部）、敗戦後の中国での陸軍病院で、自分だけが生き残りたいという日本人医師、病院事務長らが、「看護婦」をソ連兵に慰安婦として提供した悲劇を告発した物語、戦後、医師、事務長は自衛隊幹部になり、主人公は731部隊の元従軍看護婦に遭うことになる（第三部）。寄贈本に寄せられた著者の手紙によると、38人の従軍看護婦が731部隊に配属されていたとのこ

と、731部隊の医師一人は戦後、京都大学の学位が授与されたことが記されています。この本はいまだに「戦争」が続いている事を告発しています。

山野上純夫『ヒロシマを生きて』

ヒバク記者の回想（私家版、2020年10月）

この書は、著者と長年の付き合いのある会員の方からご寄贈いただきました。著者（1929年生まれ）は、旧制中学在学の時、広島で被爆、毎日新聞広島支局（53年から59年）勤務、その後、毎日新聞編集委員、中外日報論説委員を経て、現在はフリーの宗教ジャーナリスト。

著者が、毎日新聞地方版に2917年10月から、2020年8月までの68回、月2、3回のペースで掲載した「ヒロシマ」に関する物語を私家版にまとめたものです。

私は仕事の関係で何度か広島市を訪れたことがあります。必ず原爆資料館や平和公園を引率した社員らと共に訪れるのが常でした。ガイドはどこか紋切り型で心に響くことがなかったと記憶しています。

著者は「私は爆心直下の悲惨な情景は見えていない。また肉



親の遺体を探す人々も、遺体を収容する兵士らの姿も見えていない。家族から犠牲者を出さず、負傷もしなかった。／後に広島を訪れる外国のジャーナリストとたびたび出会ったが、彼らが求める被爆者像は、家族を失い、またさまざまな後遺症に苦しむ人々であった。だから私は長い間、自分にはヒロシマを語る資格はないと思い込んできた。」と語る（第2回）。被害の大きさ、悲惨さの度合いは人や場所により異なります、その中でヒバクの実相を語る事への躊躇、ヒバクシャとしての著者の心情です。

著者は、ヒバクした学友の、ヒバク後の人生を語ることで、あるいは80人を超す原爆孤児をひきとり、「広島戦災児育成所」（45年11月）を開いた矢下義信（のちに、社会党参院議員）を語ること、被爆後のヒロシマの姿、人の生活を書いていきます。

第11回（2018年2月10日）で、原子力平和利用の研究に取り組むための調査審議会設置を政府に進言しようとする学術会議の審議に対して、1952年10月27日の日本学術会議総会での三村剛昂広島大学理論物理研究所所長（当時）の発言を紹介しています。三村は「原子力の研究は、平和利用といっても軍事利用に通じるものがある。米ソ間の冷戦対立が続く限り、日本は研究をすべきではない。これは私の被爆体

験から申し上げることです」と。最近の日本学術会議では軍事研究への反対の声が弱々しく、研究者の社会的責任の希薄と三村の気迫とを比べざるを得ない。最終回（第68回、2020年8月7日）「語り継ぐことが道」で、筆者は、三村が軍部に「私の研究は科学の進歩には役立っても、戦争には役立たないかもしれないよ」と語ったという。この信念を、著者は「ヒロシマの良心」と呼び、この信念を語り継ぐことが「私に与えられた使命」と結ぶ。

森川聖詩『核なき未来へ 被爆二世からのメッセージ』

3000円税別（現代書館、2018年12月）

コロナ禍の昨春秋、731部隊と現代とのつながりについて学ぶ勉強会がヒロシマ連続講座に参加し、その会場で森川さんから「市民の意見」を読んでいます」と声をかけられ、著書をいただきました。私は声をかけられることはほとんどないことなので、著者には失礼な対応をしたのではないか、と思っています。

著者は1954年広島生まれ、関東被爆二世連絡協議会（1997年）の結成に参加、現在は神奈川県原爆被災



読者の声

者の会二世支部の副部長を務めています。学生時代は部落問題研究会に参加し、狭山事件に取り組んでいたといいます。また著者は、小学4年のクラスでの差別発言を受けて以来、小学生時代の記憶を失くしたといっています。

著者は「被爆二世には、直接の被爆体験はないけれど、被爆者のもつとも身近に居る家族であり、少なくとも自分が物心ついでから、親である被爆者の姿やその人生を見て来た。そのこと自体が被爆二世であればこそ体験なのである。したがって、被爆二世が被爆者の体験を伝承していくことは意義のあることといえよう」という。だが、川崎被爆者の会（川崎折り鶴の会）の父は「幼少であれば、記憶が希薄であったり、あいまいであるのも当然であるし、感性や観察眼などもおとなと子どもで違いがあるのも当然、これは、ある意味、必然であり、やむを得ないことなのかとも思うが、やはり、同じ『被爆者』と言われても、心理的な距離や隔たりを感じる」（1987年証言ビデオ）と言います。体験者間での隔たりがあるなかで被爆体験を伝承し、継承する仕事、子ども頃からの体調不安や差別などの被爆二世が抱える問題と、核（核兵器や原発など）の廃棄を目指す課題とを共に考える本です。

☆『ひとり』と『花ばあば』を図書館に

『ひとり』（キム・スム著 岡裕実訳 三一書房）と『花ばあば』（クオン・ユンドク 文／絵 桑畑優香訳 ころから）を読みました。私の住む市の図書館にはなく、他市や都からの借用でした。二冊は、ともに日本軍「慰安婦」の物語です。どの公共図書館にも置いて、多くの人に読まれれば、正しい理解と深い謝罪が生まれ、日韓の友好のみでなく、世界の平和も一歩進むと思います。

特に『花ばあば』は優しい色彩の美しい絵本で、『花ばあば』という言葉も印象的です。

アンネ・フランクという名前が、ナチス時代とその後のドイツの方策や人々の活動まで思い起させるように、『花ばあば』という言葉を多くの人々が知って欲しいと願っています。その言葉から昭和の戦争の時代だけでなく、大日本帝国の時代だけでなく、戦後日本の賠償を含めた問題点や、日本政府を告発した人々の活動までも浮かび上がってきます。

『花ばあば』は現在の日本と世界の和を導き寄せる灯りになってくれると信じています。



『ひとり』と『花ばあば』を、もつともつと多くの人に読んでもらえるように、図書館にリクエストして下さい。

☆今年の掲載誌は「朝日新聞」に

東京都西東京市 粕谷 力
コロナ禍のおり、『市民の意見』を定期的に発行されている、スタッフの皆様感謝申し上げます。

2月1日号の「読者のおたより」で、市民意見広告運動の昨年の掲載紙について、「☆効果あるの？ 読売への掲載は」の太田さんの投稿は、朝日新聞しか購読していない、私も同感です。今年（2021年期）の意見広告・掲載紙は、朝日新聞に掲載することを強く要望いたします。

☆政権交代の行動を

千葉県千葉市 中根恵子
前オリンピック委員会会長曰く「何が何でもオリンピック開催を」と。ならば「何が何でも政権交代を」となるよう有権者の皆様「自民党打倒」を目標に選挙に行き、野党側に投票願います。

☆この国を、戦争への道に行かせるな

三重県名張市 佐山和子
85歳障碍あり、日々出来ることが少なくなり、明日のことは見通せませんが……。
この国をこのまま、次の戦争へとところがりこませるワケには参りません。

☆政権交代を

東京都中野区 川口和正
コロナ禍にあつて、自公政権が居座りつづけていることに恐怖と不安を感じています。私たちの命とくらしを守り支える政治を！
政権交代を強く望みます。

☆国会議員は、日本国憲法を自問自答せよ

岐阜県岐阜市 金井多賀子
渦中の時書いたので、今では・・・かつて「日本は神の国」と言った森喜朗氏はいまだ日本国憲法をご存じないとみえる。そのような人達が国の中枢に座することは実に異常ではないか。国会議員（特に保守系議員）は自問自答を！
90歳。

☆地球の破壊を止めよう

愛知県名古屋市中村区 川村ひとみ



2021.2.26.9PM*

もうこれ以上人間によって、生きとし生けるものの地球を破壊したくないと切に思います。

☆野党連合で政権交代を

千葉県千葉市 小野正嗣
一日も早く野党連合による政権交代を。
がんばって下さい。

☆新しい転機を！

東京都町田市 湯沢優子
シルバー、ひとり、少年金。そこに、この、世界中の、日本中の、様子で、これを機に、転換が必ず、有る、と信じたいです。よろしくお願ひします。

☆選挙制度の改革を

千葉県船橋市 匿名
毎日新聞（2020年11月12日）で読んだ「全

国一律定員3人の中選挙区制」に賛成です。世襲議員の多い、死に票の多い、今の選挙制度を改革してほしいです。
もう政治に愛想がつかけています。

☆働いている方に感謝です

福岡県福岡市 水口綾子
働いている方々に感謝です。かなりの老人です。なので、新型コロナにかからないよう、社会に迷惑かけないよう心掛けて暮らしています。よろしく。86歳

☆憲法九条を輝かせよう

東京都練馬区 大澤 敬
今年も日本国憲法第九条を守り、輝かせましょう！

☆軍事費・消費税の削減を

神奈川県藤沢市 富矢伸史
軍事費・消費税を大幅に減らしましょう。

☆菅政権の悪を白日のもとに

大阪府豊中市 竹林久榮
菅政権の悪政を明白に伝えるため、日頃より努力しようと思います。
小さなことから!! ユウユウと!! 市民運動として!

☆もうしばらく会員でいます

富山県中新川郡 富田詩郎
会員は終わりにしようと思っていましたが、この日本の惨状を見届けるまで、あとしばらく続けようと思います。

編集後記

●役に立たない校正マン。それでも参加協力することに意義がある。という作業を終えて、次の会議の場所へ移動します。今日も会議がいくつもバツティング。ご迷惑をかけます。かなりクタクタ。(天野恵二)

●コロナ禍での意見広告も4月2日の締め切りが近づきスタッフは毎日膨大な入力作業と照合作業に追われ大忙しです。

我々にとってコロナ禍の意見広告は初めての経験でした。コロナ禍での限られた空間、人数で本当に膨大な実務ができるのか？ 緊急事態になってもできるのか？ まず始めに徹底的に皆で話し合い、やることに決めました。ところが、私自身も濃厚接触者との接触がわかり自粛を余儀なくされました。その間、少ない人数で頑張ってくださった意見広告のスタッフの皆様には心より御礼を申し上げます。並びに、コロナ禍の大変な状況の中、賛同をお寄せいただいた全国の意見広告賛同者の皆様にも心から御礼を申しあげます。(西田和子)

●今日(3月27日)から「狼をさがして」(原題:「東アジア反日武装戦線」監督・キム・ミレ)が東京の映画館で公開された。74年の三菱重

工爆破事件は本当に衝撃だった。しかし当時彼らが放った鋭い問いかけを理解する者は少なかったように思う。私も『狼煙を見よ』(松下竜一)を読むまで彼らの真意がわからなかった。あれから50年近く経って日本は植民地占領の清算をしないばかりか、事態はさらに酷くなっている。彼らの問いかけを考えつつこの映画を観てみようと思う。

●3月27日、ミャンマーでは「国軍記念日」に軍事クーデターに反対する民衆のデモに国軍が発砲し91人が殺害された。その前日には国軍が市民に対して「頭を撃たれる危

険があることを学ばなければならない」と国営放送で警告していた(朝日新聞3月28日付)。
76年前、民族解放を目指して日本軍に対して蜂起した国軍が、自ら権力を握ると一転、市民に銃を向ける。ここに、軍隊の本質がある。日本国憲法9条が戦争の放棄だけでなく軍隊を放棄した意義を理想と言う者もいるが、しかしこの理想を現実のものにしなければならぬ。ミャンマーの市民らの非暴力抵抗が、国軍下級兵士の命令拒否、抵抗する市民との連帯につながることを願う。(有馬保彦)

市民の意見30の会・東京 2021年1月～2月会計

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	185,000	印刷費*3	241,220
協力会費	60,000	発送費*4	210,120
敬老会費	270,000	編集経費*5	65,841
グリーン会費	9,000	旅費交通費*6	141,762
(会費小計)	524,000	家賃	244,446
カンパ	137,000	通信光熱費	26,684
事務所費分担*1	200,000	事務経費	54,031
雑収入*2	500	銀行手数料*7	7,150
受取利息	4	諸会費	5,000
収入計	861,504	支出計	996,254
		収支差額	▲ 134,750
前期繰越	12,890,086	当期残高	12,755,336

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	108,663	預り金*8	215,000
預貯金	14,585,208	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,755,336
合 計	15,173,871	合 計	15,173,871

(*)1意見広告運動事務経費分担金。(*)2グッズ販売。
(*)3会報183号、封筒、振替用紙等印刷。(*)4会報183号ほかDM便等。(*)5執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。(*)6事務所通所費ほか。(*)7郵便振込通知書発行料含。(*)8意見広告運動賛同金預り分。

編集委員

阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦(本号担当)、岡本和之、北原博子、西田和子、細井明美(次号担当)、本野義雄、吉田和雄